

第3次寒河江市教育振興計画

[案]

令和8年 月

寒河江市教育委員会

目次



序章	寒河江市のすがた	1
1	市の概況	1
2	市の木、花、緑、魚、シンボルカラー、市民歌、市民のまつり	2
3	さくらんぼの日・さくらんぼのまち寒河江推進条例	2
4	姉妹都市・友好都市	2
5	さがえっこすくすく宣言・さがえっこの育み 10 か条	3
6	市民さくらんぼ憲章	3
第1章	総 則	6
1	策定の目的	6
2	策定の期間	6
3	計画の推進	6
第2章	寒河江市の教育を取り巻く現状と課題	7
1	第2次市教育振興計画の成果と引き継ぐべき課題	7
2	教育を取り巻く社会的な課題	8
	（1）少子高齢化に伴う人口構造の変化に応じた教育の創造	8
	（2）幸せや生きがいなど 精神的な豊かさを重視した社会の創造	8
	（3）社会の持続的な発展に向けて 学び続ける人材の育成	8
	（4）教育分野における DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	9
3	現状と課題を踏まえた教育の創造	9
第3章	基本目標と基本方針	10
1	基本目標	10
2	基本方針	10
第4章	施策の体系	11

第5章 主要施策と主な取組み 12

1	いのちを大切にし 豊かな心と健やかな体を育む	12
(1)	思いやりの心を育み いのちや生き方を大切にする教育の推進	12
(2)	健やかな体を育む取組みの推進.....	16
(3)	心身の健康を支える食育の推進.....	17
(4)	心を育み 心を耕す読書活動の充実	20
2	多様な教育ニーズに応じた支援の充実を図る.....	24
(1)	誰一人取り残されない教育の推進.....	24
3	学ぶ力を身に付け 豊かな人生を切り拓く資質・能力を育む	29
(1)	学びの充実と自立した学習者の育成.....	29
(2)	ICT を活用した教育の推進	32
(3)	グローバル社会に対応した教育の推進.....	34
(4)	学校種間の円滑な接続・連携の推進.....	36
(5)	学校・家庭・地域が連携した教育の推進.....	38
4	生涯にわたって 生き生きと学び・活動し続ける取組みを推進する	41
(1)	自らを高める生涯学習の充実と環境づくりの推進.....	41
(2)	芸術文化に親しみ 創造の喜びを育む取組みの推進	43
(3)	生涯にわたってスポーツに親しむ取組みの推進.....	45
5	ふるさとに愛着と誇りをもち 郷土の歴史と文化を大切にする心を育む...	49
(1)	ふるさとへの愛情と誇りを育む教育の推進.....	49
(2)	郷土の歴史と文化を大切にする活動の推進.....	49
6	教育分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する...	53
(1)	学校における ICT 環境の整備・更新.....	53
(2)	校務での ICT 活用の推進.....	55
(3)	社会教育・スポーツ分野における DX の推進	56
7	教育を取り巻く環境や社会の変化・課題に対応した取組みを推進する...	58
(1)	信頼される教育の推進.....	58
(2)	これからの時代に対応した教育環境の整備.....	60
(3)	地域の教育力向上と地域コミュニティの活性化.....	63
(4)	地域に開かれた教育行政の推進.....	65



序章

寒河江市のすがた

1

市の概況

(1) 市が誕生するまで

寒河江市の最古の遺跡は、2 万年前の旧石器時代に遡ります。その後、寒河江川や最上川縁辺の段丘には縄文時代の集落が連綿と営まれ、弥生時代を迎えます。

高瀬山には、日本列島北限の古墳が築造され、古代の律令体制に組み込まれていきました。寒河江荘の成立は、平安時代の中期です。

鎌倉時代から安土・桃山時代には、大江広元をはじめとする大江家の所領となり、18 代高基が最上義光との戦いに敗れてから最上氏の所領となりました。最上家支配の後、幕府の直轄地となり代官所が置かれました。

明治 11 年に郡区町村編成法によって、西村山郡に属し、郡役所が開設され、明治 22 年に市制・町村制の施行により、寒河江ほか 6 村が誕生しました。桜桃（さくらんぼ）が普及し始めたのは、この頃であると伝えられています。明治 26 年に寒河江が、明治 33 年に白岩が町制を施行しました。

昭和 29 年 8 月 1 日に寒河江、西根、柴橋、高松及び醍醐の 1 町 4 村が合併、寒河江市が誕生し、同年 11 月 1 日に白岩町と三泉村が編入され、現在に至っています。

(2) 現在の状況

本市は、周囲に月山、葉山、朝日連峰、蔵王を望み、清流寒河江川と山形県の母なる最上川が大地を潤す、風光明媚で豊かな人情にあふれた人口約 3 万 9 千人の美しいまちです。

本市を取り巻く高速交通網は、2 つのインターチェンジが整備されるなど格段の進展を遂げ、交通の要衝となっています。特に仙台圏域とは 1 時間あまりで結ばれ、より一層の交流促進が図られています。

四季の移ろい、寒暖の変化が大きい気候のため落葉果樹の栽培が盛んで、特にさくらんぼは日本一のブランド力を誇っています。そのほか、野菜、花卉、米なども含め、高品位の農業地帯として発展してきました。

観光においては、寒河江温泉やさくらんぼを中心とした周年観光農業、国指定の史跡や本堂建物・多くの仏像群や舞楽など豊かな文化財を有する慈恩寺等、観光資源も充実しています。また、約 4,000 人の担ぎ手が威勢良く神輿を担ぐ「神輿の祭典」は、東北でも屈指の規模を誇るなど、四季折々のまつりがまち全体を盛り上げ、交流人口のさらなる拡大が図られています。

さらには、繊維、食品製造業などの地場産業に加え、近年は県内有数の工業団地に成長した中央工業団地に優良企業約 90 社余りが立地し、本市はもちろん周辺市町の産業経済の基盤となるなど、県内陸部の中核都市として大きく飛躍しています。

少子化対策や保健福祉サービスの充実が図られるとともに、市民主体のまちづくりが進められ、恵まれた自然や歴史を活かし、農業、工業、商業のバランスが取れた、人にやさしく、人が集い、賑わい、楽しみ、豊かに暮らせる活気あるまちづくりが進められています。

(3) 市の自然と位置

本市は、山形県中央部に広がる山形盆地の西部に位置しています。

東は天童市、村山市、河北町、西は西川町、大江町、北は大蔵村、南は中山町に接する総面積 139.03 km² の都市です。

気候は夏と冬の気温差が大きく、典型的な内陸型気候で四季の区別もはっきりし、降雪期は 12 月から 2 月までで、山形県内では雪の少ない地域です。

中心市街部に標高 160m の長岡山があり、市のランドマークとなっています。

東に奥羽山脈、西に朝日連峰と月山、北に葉山が眺望され、市街地北東部を寒河江川、南東部を最上川が流れ、長岡山の緑や国道 112 号フラワーロードなどにも代表される美しい都市です。

2 市の木、花、緑、魚、シンボルカラー、市民歌、市民のまつり

市の木	さくらんぼ	(昭和59年 7 月 2 日制定)
市の花	つつじ	(昭和59年 7 月 2 日制定)
市の緑	寒河江ギボウシ	(平成16年10月27日制定)
市民歌	寒河江市民歌	(平成16年10月27日制定)
市の魚	清流寒河江川のアユ	(平成26年 6 月18日制定)
市のシンボルカラー	さくらんぼRED	(平成26年 6 月18日制定)
市民のまつり	神輿の祭典	(平成26年 6 月18日制定)

3 さくらんぼの日・さくらんぼのまち寒河江推進条例

寒河江市さくらんぼの日 (平成 2 年 3 月27日制定)

毎年 6 月第 3 日曜日を「寒河江市さくらんぼの日」と定める。

さくらんぼのまち寒河江推進条例 (令和 6 年 6 月24日制定)

寒河江市は、明治時代初期からさくらんぼの栽培が始まり、これまで全国屈指の産地として「さくらんぼ」にこだわったまちづくりを進めてきた。

ここに、さくらんぼを、市民の誇りと位置付け、生産者、事業者、市民及び市の役割を明らかにし、それぞれが協力し、さくらんぼのまち寒河江をさらに推進し、未来へ継承することを基本理念として、条例を制定する。

4 姉妹都市・友好都市

大韓民国	安東市	(昭和49年 2 月 4 日締結)
トルコ共和国	ギレスン市	(昭和63年 6 月25日締結)
神奈川県	寒川町	(平成 2 年11月 1 日締結)
台湾	斗南鎮	(令和 6 年 9 月 5 日締結)

5 さがえっこすくすく宣言・さがえっこの育み10か条

さがえっこすくすく宣言

(平成26年6月18日制定)

「さがえっこ」は、寒河江市の未来を担うかけがえのない宝であり、子どもたちが夢と希望をもち、健やかに成長することは、市民みんなの願いです。

私たちは、みんなが手を取り合い、社会全体で子育てを支えるまちを目指し、ここに、「さがえっこをすくすく育むまち」を宣言します。

さがえっこの育み10か条 学校と家庭・地域が連携し、社会全体で子どもたちを育む指針

6 市民さくらんぼ憲章

寒河江市民さくらんぼ憲章

(昭和52年12月16日制定)

わたくしたちは、緑ゆたかな自然と伝統に誇りをもち、フルーツのまち
さがえの調和ある発展をねがい、市民ひとりひとりのちかいとしてこの
憲章を定めます。

恵まれた自然を大切にし、住みよいまちをつくろう

緑と水と道路のきれいな環境をつくります

自分の手から公害をなくします

奉仕活動にすすんで参加します

おたがいに励ましあい、希望と生きがいのあるまちをつくろう

いたわりのところをもち、小さな親切を実行します

おたがいに理解しあい、助けあいの輪を広げます

感謝と希望にみちた、しあわせな家庭をつくります

きまりと約束を守り、あかるいまちをつくろう

時間と約束ごとは守ります

人に迷惑をかけず、よいことはすすんで実行します

公共物は大切にします

文化の高い、スポーツのさかんなまちをつくろう

教養を高め、豊かなところを育てます

ふるさとを愛し、文化財の保護につとめます

スポーツに親しみ、心身の健康につとめます

産業を振興し、躍進するまちをつくろう

勤労をとうとび、つくるよろこびをもちます

自分の仕事に責任をもちます

働くことに誇りをもち、豊かなくらしをきずきます

それぞれの家庭や地域で、各学校や幼稚園・保育所、PTAとの連携を図りながら、すくやかな「さがえっこ」を育むために具体的な行動を進めていきましょう。

「さがえっこの育み」10か条

さがえ

さわやかなあいさつ
いつでも どこでも
だれとでも



が

学力を
支えてのばす
家庭学習



え

絵本や本
読んで広がる
心と世界



っ

つどいあい
みんなで参加
地域の活動



ど

グラウンドで
自然の中で
元気にスポーツ
外遊び



は

早寝 早起き
家族いっしょに
朝ごはん



の

のばそう
メディアと上手に
かかわる力



こ

子どもの行動
大人が手本



み

みんなで守ろう
交通ルール



く

苦労も経験
手伝いまかせて
家族の一員



みんながかかわる みんなで育む さがえっこ

さがえっこの育み10か条

		具体的な行動例		
		家 庭	地 域	学校・幼稚園・保育所等
さ	さわやかなあいさつ いつでもどこでも だれとでも	家族の間でも、いつ もあいさつをします	子どもたちに自分か ら声をかけ、あいさ つをします	あいさつが行き交う 学校をつくります
が	学力を 支えてのばす 家庭の学習	家庭での学習習慣を 身につけさせます	地域で、学校の教育 活動を支援します (学校支援地域本部など)	子どもに確かな学力 を身につけます
え	絵本や本 読んで広がる 心と世界	絵本の読み聞かせ や、親子での読書に 取り組みます	読み聞かせの活動を 推進します	読書の盛んな学校づ くりや絵本に親しむ 活動を推進します
っ	つどいあい みんなで参加 地域の活動	家庭で、地域の活動に 積極的に参加します	地域での行事やボラ ンティア活動を充実 します	子どもの地域活動へ の参加を奨励します
こ	子どもの行動 大人が手本	親自身がルールやマ ナーを守り、子どもの 規範意識を育てます	大人全体が、社会の ルールやマナーを守 ります	豊かな体験活動を通 して、子どもの道徳 性を育みます
の	のぼそう メディアと上手に かかわる力	家庭でルールを決め、 メディアと上手にかか わる力をのばします	大人が正しい知識を もって子どもに使わせ るとともに、手本となる 使い方をします。	メディアとのかかわり 方に関する指導を充実 させるとともに、家庭で の取組を支援します
は	早寝 早起き 家族いっしょに 朝ごはん	「早寝 早起き 家族で 朝ごはん」を実践し、生 活習慣を確立します	子どもの生活リズム の重要性を理解し、 取組に協力します	食育を充実させると ともに家庭での取組 を支援します
ぐ	グラウンドで 自然の中で 元気に スポーツ 外遊び	子どもと一緒に、外 遊びやスポーツをし ます	大人や子どものス ポーツ活動の場をつ くります	体育の授業や遊びを 通して進んで体を動 かす態度を育てます
く	苦労も経験 手伝いまかせて 家族の一員	小さい時から、家庭で の役割を与え、感謝の 気持ちを伝えます	子どもが地域の一員 として役割を果たす 場をつくります	集団の一員としてより よい生活を築こうとす る態度を育てます
み	みんなで守ろう 交通ルール	小さい時から、基本とな る交通ルールやマナー を身につけさせます	交通ルールを守ると ともに、地域の子ども の安全を見守ります	交通安全教育を充実さ せ、自分の体を自分で守 る意識と態度を育てます
みんなでかかわる みんなで育む 「さがえっこ」		かかわる時間を多く 持ち、子どもとの 会話を大切にします	地域の子どもと、 かかわる機会を 多くつくります	人とのかかわりを 大切にした教育活動 を進めます

第1章 総 則

1 策定の目的

現代社会において、少子化・人口減少や高齢化、情報化やグローバル化が急激に進むとともに、将来の予測が困難な時代となり、不安定な国際情勢や気候変動により頻発化・激甚化する災害、人々の価値観の多様化、地域コミュニティの変容など、私たちを取り巻く社会的な環境は大きく変化し続けています。

教育分野においても、これらの社会的な変化に対する対応が求められているとともに、確かな学力の育成、いじめや不登校への対応、特別支援教育の充実、家庭や地域と連携・協働した教育、生涯にわたって学び、活動し続けられる環境の整備など、諸課題に適切に対応していく必要があります。課題の解決や成果の創出のためには、当事者だけではなく市民一人ひとりが自分事として教育に関わっていくことが不可欠です。

このような状況を鑑み、本市においては、国の第4期教育振興基本計画及び第7次山形県教育振興計画を受け、さらに本市が新たに策定する第7次寒河江市振興計画を踏まえて、本市の教育に関する基本的な施策を明らかにし、一人ひとりが幸せや生きがいを感じ、一人ひとりが本計画における施策に主体的に参画しながら、ふるさと寒河江から豊かな未来を創造していく人づくりを目指して、本計画を策定するものです。

2 計画の期間

この計画は、令和8年度を初年度、令和17年度を目標年度とします。また、中間期である令和12年度において、計画の進捗状況や社会の変化等への対応を勘案しながら見直しを行う予定です。

なお、社会情勢の大きな変化や教育を取り巻く環境の変化があれば、随時計画内容の見直しを含めて柔軟に対応していきます。

3 計画の推進

市民一人ひとりが学ぶ楽しさ、幸せや生きがいを実感し、互いに支え合い高め合いながら生涯にわたって学び続け、豊かな人生を切り拓いていく人づくりを進めていくためには、全ての市民がつながり合い関わり合うとともに、価値観の多様性をも互いに認め合い、力を合わせながら、一人ひとりが主体的に教育活動に参画していくことが大切です。

これからの寒河江の将来を担う子どもたちのために、自分自身の幸せや生きがいのために、そしてふるさと寒河江のますますの発展のために、大人も子どもも市民みんながこの計画に主体的に関わっていくよう、子ども・家庭・地域住民の視点で取り組むべき内容を計画の中に盛り込んでいきます

また、この計画に基づいた施策等に対する市民の皆様の声に耳を傾けるとともに、教育委員会が所管する事務事業に対して学識経験者等から点検評価もしていただき、寄せられた意見や評価などを反映させることで、本計画の推進及び計画に基づく施策等の充実を図っていきます。

それぞれの施策の達成度を測定するために「指標」を設定し、計画の効果検証を推進します。

第2章

寒河江市の教育を取り巻く現状と課題

1

第2次寒河江市教育振興計画の成果と引き継ぐべき課題

平成28年度に策定し、令和2年度に中間見直しを行い、令和7年度に目標年度を迎えた「第2次寒河江市教育振興計画」は、その施策を展開する中で次のような成果が見られました。

- ◎市内全ての小中学校がコミュニティ・スクールとなり、学校・家庭・地域との連携が推進され、ふるさとに対する愛着心の醸成やキャリア教育の充実、豊かな心と健やかな体づくりにつながっている。
- ◎中学校区ごとの小中連携が充実し、発達段階を踏まえた一貫性のある継続的な指導が行われている。
- ◎小中学校給食費の完全無償化や市内外の小中学校等へ通学する児童生徒の給食費の補助など、保護者の負担軽減策が講じられている。
- ◎小中学校へのエアコンや気化式冷風機、1人1台端末や電子黒板、校内無線LAN環境等が整備され、教育環境の改善が図られている。
- ◎「寒河江さくらんぼ大学」の継続開催や、街を芸術で彩った「SAGAE まちなか芸術祭」の開催、若者を対象にした音楽イベント「SAGAE MUSIC DAY」の開催等により、芸術文化振興の成果が見られる。
- ◎市民の自主的な学びへの支援により、生涯学習の広がりが見られている。
- ◎読書講演会をはじめとした魅力ある読書普及活動や、軽自動車による移動図書館「LiBOON」の活用によるアウトリーチサービス等により、読書活動の推進が図られ、市民の自主的な読書活動の広がりにつながっている。
- ◎「“さがえ” さくらんぼマラソン大会」や「寒河江さくらんぼウォーク」、「ツール・ド・さくらんぼ」など、スポーツ関連事業が展開され、地域の活性化につながっている。
- ◎生涯スポーツの振興とともに、子どもや若い世代が楽しめるアーバンスポーツ等の振興が図られている。

このように、第2次市教育振興計画は多くの成果を上げていますが、次の点は今後引き継ぐべき課題となっています。

- ◇「読解力」の育成を通じた学力の育成
- ◇「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- ◇「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けたICTの活用
- ◇いじめや不登校など、生徒指導上の諸問題への早期対応・継続支援
- ◇学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の円滑な接続
- ◇コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ◇コミュニティ・スクールを活かしたふるさと教育や、地域の企業・団体と連携したキャリア教育・ものづくり教育など、寒河江市らしい特色ある教育の一層の推進
- ◇地域の実情と将来を見据えた学校の再編整備

- ◇学校部活動の地域展開の推進
- ◇地域住民が行う自主的な学びの活動や世代間交流事業などへの支援
- ◇幅広い芸術文化の提供と支援
- ◇アーバンスポーツの一層の振興やスポーツツーリズムを通じた交流人口の拡大
- ◇将来を見据えた組織やスポーツ環境等の整備
- ◇文化施設や体育施設の計画的な整備と修繕

2 教育を取り巻く社会的な課題

(1) 少子高齢化に伴う人口構造の変化に応じた教育の創造

現在の我が国の生産年齢人口である 15～64 歳の人口は、2050 年には現在の 3 分の 2 に減少すると推計されています。令和 7 年 12 月 31 日現在で 38,785 人である本市の人口も、「寒河江市人口ビジョン」によると、10 年後の令和 17 年には 35,896 人に減少する見込みとなっています。少子高齢化による人口減少がさらに進み、児童生徒数についても減少傾向が続くものと見込まれており、学校の役割と将来の児童生徒数の推移、適正規模・適正配置等を踏まえた学校施設の整備を進めていく必要があります。

加えて、長寿化の進展により迎えようとしている「人生 100 年時代」を見通して、生涯を通じて豊かに生きるための学びの継続や、生涯にわたる学習の仕組みづくりも重要となります。

(2) 幸せや生きがいなど 精神的な豊かさを重視した社会の創造

経済先進諸国においては、GDP に代表される経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康までを含めて幸せや生きがいを捉える考え方が重視されてきています。OECD（経済協力開発機構）の「Learning Compass 2030（学びの羅針盤 2030）」では、個人と社会のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念）は「私たちが望む未来」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされています。

教育を通して子どもたち一人ひとりが幸せや生きがいを実感するとともに、そのような環境を保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、教育に携わる人々の中にも幸せや生きがいの実感が高まり、その広がりが一人ひとりの子どもや地域を支え、さらには世代を超えて循環していくという社会の在り方が求められています。

(3) 社会の持続的な発展に向けて 学び続ける人材の育成

先行きが不透明で予測困難な社会の中で、一人ひとりが幸せや生きがいを実感できるようにするためには、この社会を持続的に発展させていく必要があります。こうした社会を実現させていくために必要なのは「人」の力です。日々進化し続ける AI の技術も活用しながら、新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決する能力が今後一層求められており、これらの能力を育成するにあたり、教育が大きな役割を担っています。

急速に変化する社会に対応しながら、社会を持続的に発展させていくためには、新しい知識やスキルを習得し、既存の概念をアップデートしていくことが求められます。個人が積極的に学び続け、社会全体でその学びを支援する環境を整備することが、社会の持続的な発展には不可欠です。

(4) 教育分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

DXとは、経済産業省が「データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義した言葉です。近年では教育分野においても、デジタル技術を活用した教育を行うことを通して、教育の在り方や教育手法等の変革を行うことを意味する言葉として使用されています。

コロナ禍で国のGIGAスクール構想の取組みが加速し、学校内のネットワーク環境と1人1台端末が一気に整備され、学校や家庭での学習で1人1台端末が日常的に活用されるようになりました。今後は、ICTや教育データを効果的に利活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていくことが求められています。

さらに、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を創出することで教育の質を向上させることにつなげるために、校務におけるDXの推進も求められています。

また、生涯学習・スポーツ振興分野においても、各種申請等を電子化していくことなど、業務のDXを推進していくことが求められています。

3 現状と課題を踏まえた教育の創造

このように、第2次市教育振興計画に基づく施策は多くの成果を上げてきた一方で、引き継ぐべき課題も浮き彫りとなり、教育を取り巻く新たな社会的課題への対応も必要となっています。

変化が激しく、将来の予測が困難な時代を生き抜くためには、新たな視点から物事を見つめることも大切です。課題をマイナスに捉えるだけでなく、見方・考え方を変え、課題を逆手に取りプラスに思考をすることで、よさを引き出し、新たな取組みにつなげることも考えられます。そのような思考や経験を積み重ねることで、自分が取り組んできたことが困難であったり、うまくいかなかったりしても、そこから立ち直って新たな解決方法を考える精神的な強さも身に付けていくことができるものと考えます。

また、ワクワク感や好奇心が人を学びに向かわせる大きな原動力にもなることから、情意面からも学びを支え、生涯にわたって学び続ける人を育てていくことも大事であると考えます。

このように現状と課題を踏まえつつ、これからの社会をたくましくしなやかに生きる力を育む教育を、市民みんなで創造していくことを目指していきます。

第3章 基本目標と基本方針

1 基本目標

第2章に示した本市の教育を取り巻く現状や課題、さらに予測できないような社会変化もあり得る中で、本市のこれからの教育が展開されていくことになります。

これからは、教育を通じて多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、幸せや豊かさを感じられる地域や社会を市民みんなで作っていくことが大切な時代となります。そして、市民一人ひとりがふるさとである寒河江を愛する心を持ち、ともに学び合い、育み合い、高め合いながら、様々な変化が予想される社会の中で、寒河江から豊かな未来を創造していく、たくましくしなやかな人材を育成していくことが、これからの教育に求められています。

このような観点を踏まえ、全国に誇る「教育都市さがえ」の実現を目指して、本計画における基本目標を次のように定めます。

一人ひとりが幸せや生きがいを感じ
豊かな未来を創造していく人づくり
～ 寒河江市民みんなで「育つ」「育てる」～

2 基本方針

この基本目標を具現化するため、今後10年間を見通した寒河江市の教育の基本方針として次の7つを定めます。

- 【基本方針1】 いのちを大切にし 豊かな心と健やかな体を育む
- 【基本方針2】 多様な教育ニーズに応じた支援の充実を図る
- 【基本方針3】 学ぶ力を身に付け 豊かな未来を創造していく資質・能力を育む
- 【基本方針4】 生涯にわたって 生き生きと学び・活動し続ける取組みを推進する
- 【基本方針5】 ふるさとに愛着と誇りを持ち 郷土の歴史と文化を大切にする心を育む
- 【基本方針6】 教育分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する
- 【基本方針7】 教育を取り巻く環境や社会の変化・課題に対応した取組みを推進する

第4章 施策の体系

基本目標

一人ひとりが幸せや生きがいを感じ 豊かな未来を創造していく人づくり
～ 寒河江市民みんなで「育つ」「育てる」～

基本方針

基本方針1

いのちを大切に
豊かな心と健やかな
体を育む

基本方針2

多様な教育ニーズに
応じた支援の充実を
図る

基本方針3

学ぶ力を身に付け
豊かな未来を創造し
ていく資質・能力を
育む

基本方針4

生涯にわたって 生
き生きと学び 活動
し続ける取組みを推
進する

基本方針5

ふるさとに愛着と誇
りをもち 郷土の歴
史と文化を大切に
する心を育む

基本方針6

教育分野における
DX(デジタルトラン
スフォーメーション)
を推進する

基本方針7

教育を取り巻く環境
や社会の変化・課題
に対応した取組みを
推進する

主要施策

1 思いやりの心を育み いのちや
生き方を大切にする教育の推進

2 健やかな体を育む取組みの推進

3 心身の健康を支える食育の推進

4 心を育み 心を耕す読書活動の充実

1 誰一人取り残されない教育の推進

1 学びの充実と自立した学習者の育成

2 ICT を活用した教育の推進

3 グローバル社会に対応した教育の推進

4 学校種間の円滑な接続・連携の推進

5 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

1 自らを高める生涯学習の充実と
環境づくりの推進

2 芸術文化に親しみ 創造の喜びを
育む取組みの推進

3 生涯にわたってスポーツに親しむ
取組みの推進

1 ふるさとへの愛着と誇りを育む
教育の推進

2 郷土の歴史と文化を大切にする
活動の推進

1 学校における ICT 環境の整備・更新

2 校務での ICT 活用の推進

3 社会教育・スポーツ分野における DX の推進

1 信頼される教育の推進

2 これからの時代に対応した
教育環境の整備

3 地域の教育力の向上と
地域コミュニティの活性化

4 市民に開かれた教育行政の推進

具体的な施策

多様な体験と規範意識の醸成
基本的な生活習慣の確立
いのちと生き方を考える教育の推進
安全教育の充実

元気に体を動かし運動に親しむ子どもの育成
学校体育指導の充実

豊かな心といのちを育む食育の推進
幼児・小中や家庭・地域が連携した食育の推進
地産地消の推進

読書に親しむ子どもの育成

いじめ・不登校に対する取組みの充実
特別支援教育の推進
教育相談機能の充実
様々な事情をもつ子どもへの対応

学習の基盤となる資質・能力の育成
確かな学力の育成
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

学びを支える情報活用能力の育成
1人1台端末を活用した個別最適・協働的な学びの充実

外国語(英語)学習や国際理解教育の推進
持続可能な社会の担い手を育てる教育の推進

幼児教育の充実と幼児・小の連携の推進
小中・中高の連携の推進

コミュニティ・スクールを核とした学校・家庭・地域の連携・協働
「さがえ未来コンソーシアム」を活用したキャリア教育の充実

生涯を通じた学習機会の充実
読書活動の支援

芸術文化にふれる機会の充実
芸術文化活動の充実と新たな地域文化の創造

誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進
競技力向上の推進
スポーツ環境の整備と充実
スポーツを通じた地域活性化の推進

地域の歴史や文化を活用した教育活動の推進

ふるさとの歴史の調査・普及
民俗芸能や伝統行事の保護と伝承
国指定史跡「慈恩寺旧境内」等 文化財の保存と活用

ICT 機器の定期的な更新とネットワーク環境の整備推進
教職員の ICT 活用指導力の向上

校務 DX 化による働き方改革の推進
次世代の校務 DX 実現に向けた取組みの推進

各種施設の申請の電子化・電子図書を活用

特色ある教育の創造
信頼される教育環境づくり

安全管理の徹底
学校の計画的な再編整備
学校部活動の地域展開

活力ある地域をつくる地区公民館運営
地域の特色を生かした分館活動の支援

信頼に応える教育行政の推進
教育情報の公開と共有化の推進

第5章 主要施策と主な取組み

基本方針1 いのちを大切にし 豊かな心と健やかな体を育む

主要施策1 思いやりの心を育み いのちや生き方を大切にする教育の推進

情報化やグローバル化が進む一方で、人間関係の希薄化や多様な価値観の衝突など、新たな課題も顕在化しています。このような時代だからこそ、他者を尊重し、共感する心を育む教育がより大切なものになってきています。

思いやりの心は、個人が社会の中で豊かに生きるための基盤となります。他者の喜びや悲しみに共感し、その立場に立って物事を考える力は、良好な人間関係を築き、協力して課題を解決するために不可欠です。学校教育において思いやりの心を育むことは、いじめや差別をなくし、多様な人々が共生できる社会を築くうえでも重要な役割を果たします。

また、自分自身や他者の生命、そして地球上のあらゆる生命への畏敬の念をもつとともに、自尊感情を高め、生命の尊厳や生きることの意味・喜びなどについて考えることができる人を育てていくために、いのちや生き方を大切にする教育を推進していくことが必要です。

子どもたちの規範意識を高めることは、社会で健全に生活していくうえで不可欠です。規範意識とは、社会のルールやマナーを守り、他者と協力して生活していくための基盤となるものです。多様な価値観が混在し、様々な情報が渦巻く現代社会の中で、何が正しい行動なのか判断に迷う場面も増えています。子どもたちが自律的に考え、適切な行動を選択できるような規範意識を育むことが重要です。

具体的施策1 多様な体験と規範意識の醸成

○ 現状と課題

子どもたちの道徳性や社会性を養うために、各学校等において、これまでも道德教育やボランティア活動を推進しています。多様な体験活動も各学校で行われており、知識・技能の定着や応用、協調性や主体性、自己肯定感、コミュニケーション能力、課題解決能力など非認知能力の育成、自己理解やキャリア形成など、子どもたちの成長にとって大きな影響をもたらしています。

また、いじめをなくしていくために、子どもたちの道徳性や規範意識のさらなる向上が必要とされています。寒河江市いじめ防止基本方針や各学校で定めている学校いじめ防止基本方針に基づき、子どもたちの心に寄り添う丁寧な指導が行われていますが、人々の価値観が多様化する中、思いやりの心や規範意識のさらなる醸成が求められています。

○ 施策展開の方針

自然や他者とのつながりや関わりの中で、たくましさや思いやり、自己肯定感を育成するために、体験活動の充実を図ります。

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者とともに

りよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要として、各学校における教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。

また、いじめ防止等を念頭に置いた道徳教育や人権教育を大切にしたり、様々な困難に直面したときに生きてくる粘り強さや忍耐力、回復力を培ったりしていきます。さらに、学校の教育活動全体ではもちろんのこと、多様な集団活動への参加を促し、規範意識の醸成を図ります。

主な取組み

- ・道徳教育推進教師を中心に、学校の教育活動全体を通して行う道徳教育を、各学校でより一層推進します。
- ・道徳の時間に、「考え、議論する道徳」の授業実践が推進されるよう、研修の実施等、教員の資質向上を図ります。
- ・望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるために、特別活動を充実していきます。
- ・いじめ防止等を念頭に置き、思いやりの心を醸成する道徳教育と人権教育の充実を図ります。
- ・寒河江市いじめ防止対策の推進に関する条例に基づき、関係機関が連携した対策の推進とネットワーク化を強化します。
- ・1人1台端末を、子どもたちが安心して便利に活用できるよう、情報モラル教育を推進します。
- ・学校外で行われる体験の機会について、子どもたちや保護者に情報を提供します。
- ・自然体験活動やボランティア活動を推進し、郷土愛や自然に対する畏敬の念、勤労の尊さ、思いやりなど、豊かな心を育みます。
- ・関係各課とも連携しながら、乳幼児期の保護者への講話、学校・幼稚園・保育所等で子育て講座や家庭教育講座等を開催し、家庭における教育力の向上を図ります。
- ・異年齢集団での活動やボランティア活動、学童保育や子ども会、スポーツ少年団など多様な活動の中で、規範意識の醸成を図ります。
- ・学校・家庭・地域が連携した「さがえっこの育み10か条」の周知・啓発を図り、学校や幼稚園・保育所等で取り組むこと、家庭で取り組むこと、地域で取り組むことを意識づけ、地域全体で子どもを成長させていきます。

指 標		現状値 (R7)	目標値 (R17)
「人が困っているときには進んで助けている」と思う児童生徒の割合	小学6年	95.3%	100%
	中学3年	92.5%	100%

指 標		現状値 (R7)	目標値 (R17)
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	小学6年	96.6%	100%
	中学3年	95.9%	100%

具体的施策2 基本的な生活習慣の確立

○ 現状と課題

寒河江市では、学校と家庭・地域が連携し、社会全体で子どもたちを育む指針として「さがえっこの育み 10 か条」を定めています。これまで推進してきた取組みは、幼稚園・保育所等や学校はもとより、家庭や地域においても子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせるものとして成果を上げてきました。

しかし、メディアの広がりや情報機器が身近になっている時代となり、中には夜型の生活になっている子どもたちも見られるようになってきています。これからも基本的な生活習慣を確立するための取組みがより一層必要になっています。

○ 施策展開の方針

「さがえっこの育み 10 か条」の内容について、各学校や PTA、幼稚園・保育所等が、家庭や地域と連携を図りながら、基本的な生活習慣の確立を目指す取組みを一層推進します。

主な取組み

- ・「さがえっこの育み 10 か条」に基づく取組みがより推進されるよう、市民への周知・啓発に努めます。
- ・中学校区ごとに小中学校が連携して、生活リズムの確立に向けた取組みを推進していきます。
- ・インターネットやメール、SNSなどを介したトラブルや犯罪に巻き込まれることなく、情報機器と上手に付き合っていける力を培う情報モラル教育や環境づくりを、家庭や地域、関係機関等と連携しながら推進します。

具体的施策3 いのちと生き方を考える教育の推進

○ 現状と課題

各学校では、「特別の教科 道徳」において、生命尊重や自然愛護について考える学習を行っています。また、国語科で取り上げられている読み物教材には、人の生き方をテーマにしたものもあり、生き方について考える学習も行われています。さらに、飼育栽培活動や理科・保健の学習等で、生命について学ぶ場面もあります。これらの自他のいのちや生き方を大切にする教育は、これからの時代を生き抜く子どもたちにとってより一層大切なものとなっています。

このような、いのちや生き方に関わる教育は、学校だけでなく子どもたちの身近な大人が大きな影響を及ぼすものです。家庭・学校・地域が連携して、いのちや生き方を大切にする教育を推進していくことがこれからも求められています。

○ 施策展開の方針

生命尊重や自然愛護の精神は、いのちにふれる様々な学習や体験を通し、感じ考えることで培われます。家庭や地域との連携を図り、いのちを多面的に捉えることができるよう、今後も体験活動を充実させていきます。

また、地域の人や地元の企業・団体の方に学ぶ機会を充実し、大人が子どもたちに対して生き方を伝えることができるような場の工夫に努めていきます。

主な取り組み

- ・ 自他のいのちを大切にできる心情を高めていくために、子どもの発達段階に応じた系統的ないのちの教育を推進します。
- ・ 生き方を学び、郷土愛を醸成するために、コミュニティ・スクールや「さがえ未来コンソーシアム」を活用し、地域の人材や地元企業・団体等と連携した学習を推進します。
- ・ 家庭や地域の人を巻き込んで体験学習や講話を行うなど、大人の生き方が伝わるような教育活動を工夫していきます。
- ・ いのちの大切さや生き方をテーマにした学習や、子どもと保護者が一緒に参加する研修などを推奨します。
- ・ 学校の実態を踏まえ、いのちを多面的に捉えることができるような栽培活動や自然体験活動の充実を図ります。

※コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度を導入した学校。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

※コンソーシアム：互いに力を合わせて目的を達しようとする組織や人の集団。

具体的施策4 安全教育の充実

○ 現状と課題

幼稚園・保育所等や各学校では、これまでも安全教育の充実に向けて取り組んでいますが、それでも怪我をしたり、交通事故や不審者事案が発生してしまったりすることもあります。

今後も子どもたちへの安全教育を充実させ、怪我の未然防止や交通事故の防止、不審者に遭遇したときの適切な行動等、危険を予測し回避する能力や態度を子どもたち一人ひとりに育てていく必要があります。

○ 施策展開の方針

生活安全・交通安全・災害安全の3つの領域を通じた体系的な安全教育を各学校等で推進し、子どもたちが自らのいのちを守りぬくための危険予測・回避能力や、自分のいのちを自分で守ろうと主体的に行動する態度を育てていきます。

また、学校等だけでなく、関係機関や家庭、地域と連携した取り組みを継続して行い、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制を引き続き整備していきます。

主な取り組み

- ・ 各学校等の安全計画に基づいて、生活安全・交通安全・災害安全の3つの領域を通じた安全教育を体系的に進め、危険予測・回避能力や主体的に行動する態度を子どもたちに育てます。
- ・ 子ども見守り隊や交通指導員等、地域ぐるみで子どもたちを守り育てる仕組みをこれからも大切にしていきます。
- ・ 警察等の関係機関との連携を図り、子どもたちの安全を守る取り組みを推進します。
- ・ 子どもの安全に関する情報を配信し、保護者にも周知を図ります。

主要施策2 健やかな体を育む取組みの推進

健やかな体を育むことは、生涯にわたる健康の基礎となり、活動的な生活を送るために不可欠です。幼児期からの適切な運動習慣は、体力向上だけでなく、生活習慣病の予防や精神的な健康などにもつながります。学校、家庭、地域が連携し、子どもたちが自ら健康を育み、安全を確保できるような環境づくりが重要です。

また、心と体を一体として捉え、保健と体育を関連させながら、実生活と実社会に生かしていける素地を養う必要があります。そして、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育て体力の向上を図ることが大切になります。

具体的施策1 元気に体を動かし 運動に親しむ子どもの育成

○ 現状と課題

幼稚園・保育所等や小学校では外遊びを奨励しており、子どもたちが休み時間などに、元気に体を動かして遊ぶ姿が見られます。しかし、家に帰ってからの時間や休日などに、公園等で遊んでいる子どもの姿を見ることは、以前に比べて少なくなっているという指摘もあります。携帯ゲーム機等の普及に伴い、遊び方が変わってきており、体力向上や運動機能の向上という観点からも、元気に体を動かす子どもや運動に親しむ子どもの育成を図っていく必要があります。

また、元気に体を動かして遊ぶことにより、望ましい人間関係を育み、心身ともに健やかな成長にもつながっていきます。

○ 施策展開の方針

外遊びや異年齢集団との遊びを工夫する中で、体を動かして遊ぶことの楽しさ・有意義さが感じられるようにしていきます。そして、多くの仲間と関わり望ましい人間関係を構築できるように、様々なスポーツや体を動かして遊べる機会を充実させていきます。

主な取組み

- ・「さがえっこの育み 10 か条」を周知し、幼稚園・保育所等や小学校における運動や外遊びを奨励します。
- ・異年齢集団での遊びなど、子どもたちの関わりが広がる取組みを推進していきます。
- ・スポーツや体を動かして活動できる機会を充実させていきます。

具体的施策2 学校体育指導の充実

○ 現状と課題

日常的に運動している子どもたちと、ほとんど運動をしていない子どもたちの二極化が起きているという指摘がなされています。体育の授業でしか運動していない子どももあり、学校体育を充実させていく必要があります。

また、体力・運動能力テストを行い、その結果から落ち込んでいる部分を伸ばすために各学校で工夫しながら能力の向上に努めています。そのため、本市における児童生徒の体位や運動能力は、全国平均と比べて全体的にはほぼ良好な状況にありますが、走力や敏捷性、瞬発力など、運動能力によっては課題も見られます。このため、今後もさらなる体力・運動能力の向上を目指し、取組みの強化を図ることが大切です。

○ 施策展開の方針

運動の価値・楽しさが実感できる学校体育を目指し、授業改善や教員の研修を推進するとともに、体力・運動能力テストの結果を分析し、各学校の児童生徒の実態に即した取組みを強化します。

また、専門的な指導を通して、児童生徒が運動技能の向上を実感し、運動の楽しさを感じたり興味・関心を高めたりすることができるようにしていきます。

主な取組み

- ・運動のめあてを明確にし、児童生徒が主体的に取り組む体育の授業を推進します。
- ・体力・運動能力テストの結果を分析し、その結果に基づいて各学校の課題に応じた運動能力の向上を目指す「1学校1取組み」を推進していきます。
- ・体育の授業づくりに関わる研修を充実させ、教員の指導力向上を目指します。

指 標		現状値（R7）	目標値（R17）
運動・スポーツが「好き」な児童生徒の割合	小学6年男子	90.1%	90%
	小学6年女子	84.5%	
	中学3年男子	95.1%	
	中学3年女子	78.1%	

指 標		現状値（R7）	目標値（R17）
全国体力・運動能力調査における全国平均との対比	小学5年男子	106.8%	105%
	小学5年女子	112.6%	
	中学2年男子	100.2%	
	中学2年女子	97.2%	

主要施策3 心身の健康を支える食育の推進

子どもたちが、心身ともに健康で、生涯にわたり生き生きと生活をしていくために、食は極めて重要です。

しかし近年、偏った栄養摂取、不規則な食事、肥満や過度の痩身傾向、生活習慣病の増加、食料の海外への依存、食の安全に関わる対応等、食に関する様々な問題が生じています。また、食を通じて地域を理解することや食文化を継承していくこと、自然の恵みや食に関わる勤労の大切さなど

を理解することも大切です。

こうした現状を踏まえ、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を段階的に身に付けることができるよう、学校と家庭・地域とが連携しながら、積極的に食育を推進していく必要があります。

具体的施策1 豊かな心といのちを育む食育の推進

○ 現状と課題

本市では、食育推進計画を策定しており、食に関する課題や目標を市民と共有し、一体となって食育の推進にあたっています。この計画に基づき、食に関する感謝の気持ちと安全・安心な食を選択する力をもち、寒河江の風土が培ってきた食文化や伝統的な郷土料理を愛する、心身ともに健康な市民を育てることを目指しています。そのため、幼稚園・保育所等や学校でも、給食や授業などを通して、心と体を育む食育指導の充実が図られています。

また、伝統的な郷土料理を給食の献立にも取り入れています。家庭であまり食べることのない子どもは苦手意識を感じてしまうこともあるようです。

○ 施策展開の方針

各学校では、食に関する全体指導計画を基に食育を推進し、栽培・収穫活動等とも関連させながら、食に対する正しい知識や望ましい食習慣、生産者や調理者への感謝の気持ちを育てます。

また、食文化や伝統的な郷土料理を次代に継承していくための取組みをより一層充実させていきます。

さらに、食中毒や食物アレルギーなど食の安全に関する指導や対応の充実も図ります。

主な取組み

- ・「さがえ食育の日」に合わせ、給食を生きた教材として各学校で食育指導を行い、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を育てます。
- ・「心を育む学校給食週間」の取組みを継続し、食はいのちを育む基本であることを意識付け、食に関わる人と食材に関する感謝の心など豊かな心を育みます。
- ・「郷土料理・特産物を味わおう」という給食目標を掲げて献立を作成し、食文化や伝統的な郷土料理の継承に努めます。
- ・米や野菜の栽培・収穫活動など体験を通じた食育を推進し、食べ物大切さや生産者への感謝の気持ちを育てます。
- ・食の安全に関する学習や研修の充実を図ります。
- ・学校給食無償化を継続して実施し、保護者の負担軽減に努めます。

具体的施策2 幼保こ小中や家庭・地域が連携した食育の推進

※幼保こ小中：幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校

○ 現状と課題

本市の児童生徒の朝食摂取率（毎日朝食を食べていると答えた児童生徒の割合）は小学校6年

生 96.4%、中学校 3 年生 91.8%となっています。中学生になると朝食摂取率が減少する傾向にあり、生活リズムが変わることが大きく影響していると考えられます。今後も家庭と連携を図りながら食育を推進し、朝食の大切さを伝えながら栄養バランスの取れた望ましい食習慣が身に付くように働きかけていく必要があります。

○ 施策展開の方針

本市の子どもたちを健やかに育む様々な事業とも関連させ、栄養バランスの取れた朝食の摂取を啓発し、幼保小こ中と家庭とが連携して食育を推進していくことで、全国平均よりも高い朝食摂取率を維持していくことに努めていきます。

また、家庭と連携した食育を推進していくために、給食だより等を通して家庭に情報を発信するとともに、食の指導に関する授業参観や給食の試食、親子での料理教室などの機会を設けるように努めていきます。

さらに、地域で農業に携わっている方や市食生活改善推進協議会とも一層連携を図りながら、効果的に食育を進めていくようにします。

主な取組み

- ・ 早寝、早起き、朝ごはん運動などの取組みを通して、子どもたちが基本的な生活習慣をしっかりと身に付けることができるようにしていきます。
- ・ 家族と一緒に朝ごはんを食べることの大切さについて啓発していきます。
- ・ 親子での弁当作りなどを通して、家庭で食育について考える機会を充実させていきます。
- ・ PTA や地域の方々とも連携し、食に関する研修会や料理教室の開催なども推奨していきます。
- ・ 体験を通じた食育を推進していく際に、地域の人材を積極的に活用します。
- ・ 栄養教諭や学校栄養士等による食育指導を充実します。
- ・ 毎月発行している給食だよりを通して、給食のねらいや内容等の情報を、積極的に家庭に発信します。
- ・ 生産者との交流給食を実施して、生産者と子どもたちとの結び付きを強めます。

指 標		現状値（R7）	目標値（R17）
朝食を毎日食べている児童生徒の割合	小学6年	96.4%	100%
	中学3年	91.8%	100%

具体的施策3 地産地消の推進

○ 現状と課題

本市では、地元生産者から協力を得ながら関係団体と連携して地産地消を進めています。令和 6 年度の県産農林水産物の利用率は小中合わせて金額ベースで 54.0%であり、県の平均 52.7%を上回っています。

今後も、高い利用率を維持していく取組みを進めていくとともに、家庭や地域でも、県産や寒河江市産の地場農産物が積極的に利用されるよう、働きかけを行っていくことが必要です。

○ 施策展開の方針

地場農産物を積極的に給食に取り入れ、子どもたちに提供していくよう努めていきます。また、家庭や地域にもそのよさを伝え、連携して地産地消の取組みが展開できるようにしていきます。

主な取組み

- ・「さがえ食育の日」を設けるなどして、給食に引き続き地場農産物をできるだけ多く取り入れます。
- ・給食だより等で地場農産物を使った給食を紹介したり、給食のレシピを保護者や地域の方に配布したりして、地場農産物が積極的に利用されるよう働きかけていきます。

主要施策4 心を育み 心を耕す読書活動の充実

読書は、私たちの豊かな感性を養い、心を育みます。読書を通して豊かな想像力を身に付けることができ、相手を思いやる心も育てることができます。また、読書によって新しい出来事に興味・関心をもち、自分の視野を広げることができます。

読書による大きな感動は、私たちの心を豊かにし、本の中で出会った他者の生き方や思いにふれることは、そのまま私たちの生き方の指針となり、自分の真の姿を見つめることにもつながります。読書は、私たちの人格形成や潤いある生活のために極めて大切なことです。

読書活動は、基礎的な理解力の土台となるもので、学力の向上にも寄与します。そのためには、まず乳幼児期に本に親しむことが必要です。乳幼児期に本の楽しさを知り、本に親しみ、活字に慣れることで学齢期の読書活動とつなげていきます。市立図書館においては乳幼児期における本との出会いを支援します。あわせて、保護者に対して読み語り等の大切さや意義を広く周知していきます。

学齢期においては読書を習慣づけることが重要です。様々な本を読み、知識を吸収し、物語を想像することは、豊かな心を育むことや学力の向上につながるため、学校・家庭での読書活動を推進していきます。小学生期には読書を習慣づけるための取組みを日常的に行います。また、気軽に市立図書館に来ることができない子どもも多いため、学校図書館の活用を推進します。中学生期は、小学生期に培った読書習慣を途切れさせないような取組みを行います。

市立図書館においても、学齢期の子どもたちやその保護者に図書館に来るきっかけづくりを行い、本に親しむ子どもたちが一人でも増えるよう事業を展開していきます。

このように、読書に親しむ環境を整え、読書の好きな子どもを育てていくことによって、学力の向上を図るとともに「読書の盛んなまちづくり」をより一層推進し、心豊かな人間形成の実現を目指していきます。

具体的施策1 読書に親しむ子どもの育成

○ 現状と課題

市立図書館等で読み聞かせ活動等が活発に行われ、成果を上げています。また、市立図書館においては指定管理者制度が導入され、民間のノウハウを活かした読書活動推進事業が展開されています。ただし、幼少期から小学生くらいまでは、一人で市立図書館に来ることができない子ど

も多くいます。そのため、幼少期においては、子どもだけでなく親にも魅力的な読書推進事業を展開し市立図書館に足を運んでもらうこと、学齢期の読書活動には、学校図書館の活用が重要となります。

また、子どもを取り巻く環境が著しく変化している中、あふれる物や情報に翻弄され、子どもが自由に好きなことをできる時間が少なくなっています。さらに、様々な情報を扱う電子機器やメディアの発達と普及により、興味・関心が分散していることなども、「読書離れ」の現状をつくっている要因の一つと考えられています。読書に親しむ子どもを育てていくためには、保護者など身近な大人が読書をする姿を子どもに見せることも大切です。

○ 施策展開の方針

読書に親しむ子どもを育てるためには、乳幼児期から学齢期を中心としたあらゆる機会に、本に親しむ環境が整っていることがとても大切です。そのため、子どもたちが本に囲まれ、読書に親しめる機会を創出し、子どもの成長に応じた本との出会いを大切にしていきます。

また、子どもたちの様々な読書活動を支援するため、学校図書館の活用をより進めるとともに、学習時における図書活用など、幼児施設や学校と市立図書館との連携をさらに進めていきます。

それらの読書基盤を整備する中で、生涯にわたって読書に親しむ子どもを育成し、子どもの読書活動を支援していきます。

①乳幼児期の本との出会いの支援（家庭・地域の読書活動の推進）

乳幼児期に絵本などに親しむ体験をすることは、子どもの心の成長だけでなく、その人の人間性を育むうえで極めて大切なことです。

乳幼児とその保護者が、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくるため、3か月児健診対象者に絵本などを無料で配布する「ブックスタート事業」を継続していきます。

また、幼児施設の日常的な読書活動におはなし会、読み語りボランティアが関わり、子どもたちと本との出会いを支援する環境を整えていきます。

親に市立図書館に来てもらうために、子どもだけでなく大人にも魅力的な読書推進事業をさらに展開していきます。

また、どの家庭でも本を通した家族のコミュニケーションが深められ、読書活動が盛んになるよう、おはなし会、読み語りボランティアや関係機関と連携し、おはなし会や絵本の部屋など読書推進の取組みを継続的に実施していきます。

指定管理者が導入した移動図書館により、市内子育て施設等に図書館が出向き、本の読み語りをしたり貸し出したりしています。アウトリーチサービスが充実することにより、より子どもたちが本とふれあう機会が増えます。今後も様々な場面で活用し、少しでも多くの子どもたちが本にふれる機会を創出していきます。

②児童生徒の読書活動の支援（学校等の読書活動の推進）

子どもの読書習慣を形成していくうえで、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが学校に求められる役割であることを踏まえ、学習指導要領等に基づいた積極的な読書活動の推進を図ります。

小学生になると、様々なものに好奇心を抱き、幅広く興味をもつようになります。この時期は読書により今まで知らなかった様々なことを知り、また、本に描かれた世界を空想し、追体

験することで想像力や思考力を身に付けていくことができます。そのため、積極的に自ら読書に親しみ、それが習慣となるよう、小学生期に読書を習慣付ける取組みを進めていきます。そして、その後の発達段階での読書活動につなげるために、学校における朝の読書の充実や、教育活動支援員や読み語りボランティア等によるブックトークや読み語りといった、読書に親しむ取組みを日常的に実施することで、この時期の児童に本の楽しさを知ってもらうきっかけとなることを推進します。

中学生期における読書の時間や機会の確保のため、全校での一斉読書、各教科の授業内での図書館利用の充実を図ります。また、生徒どうしの読書経験の共有から読書への興味関心を喚起したり、個人の読書の幅を広げたりするため、ブックトークやビブリオバトル、図書委員会による推薦図書の紹介等を推進します。

また、PTA などとも連携しながら、親子で一緒に行う読書活動を推進していきます。

主な取組み

（家庭・地域の読書活動の推進）

- ・ブックスタート事業や絵本の部屋など、子どもたちと本との出会いや、本を通した家族のコミュニケーションを深めるきっかけづくりとなる事業を継続的に実施します。
- ・読書活動を推進するため、子育て支援施設等関係機関との連携を図ります。
- ・おはなし会、読み語りボランティアを継続して支援し、読書推進事業等における連携をさらに深めます。
- ・おはなし会の開催など、親子読書を支援します。
- ・大型絵本等のさらなる充実を図るなど、読み語りの活動が活発に行われるよう支援していきます。
- ・読書講演会や図書館まつりの開催など、子どもだけでなく大人にも魅力的な読書推進事業を行い、市立図書館に来る機会を増やすことで、読書機会の提供と啓発に努めます。
- ・移動図書館を活用し、アウトリーチサービスを充実させることにより、本にふれる機会の創出を図ります。

（学校等の読書活動の推進）

- ・日課の中に読書の時間を設定したり、地域ボランティアによる読み語りを実施したりするなど、学校における読書活動を充実していきます。
- ・PTA などと連携して、親子読書を奨励していきます。
- ・おはなし会や読み語りボランティアとの連携を深めます。
- ・子どもの読書力を高めるため、ブックトークやビブリオバトルなどを展開します。
- ・教育活動支援員を配置し、読書と教科学習との関わりや読書領域の広がりなど、読書活動を豊かにすることを支援するとともに、学校図書館機能の充実を図ります。また、教育活動支援員の資質向上を図るために、ブックトーク等の授業支援に関する研修を行います。
- ・子どもの読書活動を支援するため、市立図書館と幼稚園・保育所等や学校との連携を推進します。

※ブックトーク：テーマに沿って、優れた図書群を紹介すること。

※ビブリオバトル：ゲーム感覚を取り入れた新しいスタイルの「書評合戦」。

指 標		現状値（R7）	目標値（R17）
読書が「好き」な児童生徒の割合	小学6年	74.3%	80%
	中学3年	62.4%	80%

基本方針 2

多様な教育ニーズに応じた支援の充実を図る

主要施策 1 誰一人取り残されない教育の推進

子どもたちが、自らのよさを生かし、可能性を信じてチャレンジしながら、自分のもつ力を十分に発揮していくためには、不登校や障がい、複合的な困難、日本語能力など、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、個に応じた適切な支援を切れ目なく行っていくことが大切です。

また、子どもたちが楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、一人ひとりが抱えている学習や進路、人間関係等の悩みについて、いつでも相談できる環境や受け止める体制を整えることが必要です。

具体的施策 1 いじめ・不登校に対する取組みの充実

○ 現状と課題

各学校においては、学校で定めている「いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止や早期発見の取組みを行うとともに、認知したいじめについては解消に向けて組織的に対応にあたっています。

本市の不登校については、年々増加・低年齢化の傾向にあり、不登校は誰にでも起こりうるという認識をもって日頃から対応にあたるとともに、教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校対策を強力に推進していくことが必要です。

○ 施策展開の方針

子どもたちが安心して生活することができるよう、市や各学校では、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期の組織的な対応を推進する等、生徒指導の充実を図り、いじめ防止に努めていきます。

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」に基づき、多様な学びの場の確保や1人1台端末を活用した早期発見・早期支援、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするなどの対策を推進します。

主な取組み

- ・ いじめや不登校の未然防止に向けて、学校における「居場所づくり」「絆づくり」等の取組みを行い、魅力ある学校づくりを推進します。
- ・ いじめを未然に防ぐために、日頃から互いの違いを認め合う多様性を尊重する心を育みます。
- ・ いじめの早期発見に向けて、定期的にいじめ発見調査アンケートや面談を行うとともに、子どもたちや保護者が相談しやすい環境づくりに努めていきます。
- ・ 認知したいじめについては組織的に対応し、人権尊重の意識の高揚を図ることを通して、いじめを絶対に許さない学校・学級づくりを進めていきます。
- ・ 警察や家庭と連携したネットトラブル防止の取組みを実施します。

- ・市や各学校の「いじめ防止基本方針」が実効性のあるものとなるよう、定期的に見直しをしていきます。
- ・自分の学級に入りづらい子どもたちに対し、学校内での居場所となる「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）」の設置と学習指導員・教育相談員の配置を促進します。
- ・1人1台端末を活用し、子どもたちの健康状態や気持ちの変化の早期把握や、オンラインでの授業への参加等、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーとの連携等、不登校の子どもたちの早期発見・早期対応を推進します。
- ・学校に登校することが難しい子どもたちやその保護者に対し、教育支援センター「寒陵スクール」での支援や、教育相談員の訪問による支援を通して、学習や生活習慣のサポート、心のケアを行います。
- ・「寒陵スクール」の開所時間を延長するとともに、新たな教育支援センターの設置や教育相談員の増員、「学びの多様化学校」の設置についても検討していきます。

指 標		現状値（R6）	目標値（R17）
不登校児童生徒のうち、学校や学校外の機関等とつながりをもっている児童生徒の割合	小学校	66.6%	100%
	中学校	40.4%	

具体的施策2 特別支援教育の推進

○ 現状と課題

特別支援教育では、個々の教育的ニーズに応じた適切な支援が求められています。本市では、これまでも特別教育支援員の配置や巡回相談の実施、関係機関との連携等を行い、一人ひとりの状況に応じた支援を進めてきました。

しかし、通常の学級に在籍する発達障がいなどを抱えた、特別な教育的支援を必要とする児童生徒は年々多くなっており、個に応じたきめ細やかな対応や支援を充実していくことが今後必要とされています。

また、幼稚園・保育所等や、医療・健康・福祉等の関係機関と連携して、特別なニーズに応じた適切な教育を行うために、就学前の早期から支援を行うことや、切れ目なく支援を受けることができる体制の整備が求められています。

○ 施策展開の方針

特別な教育的ニーズに応えるために、各学校で指名している特別支援教育コーディネーターを中心とした校内の支援体制を強化するとともに、作成した個別の指導計画や教育支援計画に基づき、関係機関とも連携しながら、一人ひとりの状況に応じた適切な教育的支援を進めていきます。

また、幼稚園・保育所等や関係機関と連携し、円滑な就学に向けて就学前から支援を行うとともに、その後の一貫した支援へとつなげていきます。

※特別支援教育コーディネーター：特別支援教育に関して校内の関係者、保護者、外部関係機関との連絡調整を図る教員

主な取り組み

- ・幼稚園・保育所等、関係機関と連携し、早期からの教育的支援を進めます。
- ・小中学校の教員や幼稚園・保育所等の教員・保育士が特別支援教育について研修する機会を設けます。
- ・一人ひとりの状況に応じた適切な教育的支援を進めていくために、学校の状況に応じて特別教育支援員を配置するとともに、支援の必要な児童生徒について巡回相談を行います。
- ・特別支援教育コーディネーターの複数指名を推進し、特別な教育的支援に応えるための校内支援体制をより強化します。
- ・作成した本市共通の個別の指導計画や教育支援計画に基づいて、関係機関とも連携しながら適切な教育的支援を進めるとともに、次の学びの場に引き継ぎ、一貫した支援を行います。
- ・ICT を効果的に活用し、学校における支援の質の向上を図ります。
- ・障がいにより自力通学が困難で、保護者の送迎も困難な子どもに対して、登下校時のタクシー送迎による通学支援を行います。

具体的施策3 教育相談機能の充実

○ 現状と課題

幼稚園・保育所等や各学校では、教育相談を組織的に行う体制をつくって対応しており、外部の専門家等を活用するなど、様々な悩みを抱えている子どもたち一人ひとりにきめ細かく対応するようにしています。

しかし、抱える悩みを打ち明けることができない子どももおり、周りの友達や大人に相談できる関係づくり、悩みをしっかりと受け止め対応する体制づくりが求められています。

○ 施策展開の方針

日頃から、生徒指導を通して望ましい人間関係づくりを進め、子どもたち一人ひとりの特性・気持ち・願い等を、教育活動全体を通じて多面的・客観的・総合的に理解し、的確に把握することに努めていきます。

また、子どもたちが抱える悩みを相談しやすい体制の構築に努めていきます。さらに、関係機関を交えてケース会議を行うなど、外部の専門家との連携をより進めていきます。

主な取り組み

- ・子どもたちが抱えている悩みをいつでも相談できる環境や人間関係づくりに努めます。
- ・各学校等での面談や学級集団実態調査（Q-U アンケート）等を実施し、日頃から子どもたち一人ひとりの特性・気持ち・願い等を理解し把握することに努めます。
- ・担任だけでなく、管理職や教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育相談員など、組織的に対応する相談体制を充実します。
- ・関係機関とも連携しながら、児童生徒に対する「SOS の出し方」教育、教職員や保護者に対する「SOS の受け止め方」教育を行います。
- ・関係機関との連携を強化し、情報連携・行動連携をより進めます。

- ・教育相談に関する教員の研修を充実します。
- ・各家庭にも、年度初めに校内外の教育相談の窓口を周知します。

指 標		現状値（R7）	目標値（R17）
「困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と思う児童生徒の割合	小学6年	70.7%	80%
	中学3年	70.6%	80%

具体的施策4 様々な事情をもつ子どもへの対応

○ 現状と課題

近年、ヤングケアラーの支援が全国的な課題となっています。ヤングケアラーの子どもは、学業に支障が出る、交友関係が希薄になりやすい、睡眠不足や生活リズムが崩れるなど健康が損なわれる、就学機会の制限があるなどの課題を抱えていることが分かっています。また、子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など、様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、社会全体で解決することが重要です。

また、性別不合や性的嗜好・性自認など「性的マイノリティ」とされる児童生徒については、学校生活を送るうえで特別の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。

市内の学校に通う日本語指導が必要な外国人の児童生徒も以前より増えており、実態に応じた適切な支援が求められています。

※ヤングケアラー：本来大人が行うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと

○ 施策展開の方針

ヤングケアラーや子どもの貧困について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携して見逃さない体制を構築し、必要な支援を推進します。

「性的マイノリティ」とされる児童生徒については、児童生徒や保護者の意向などを踏まえつつ、児童生徒の悩みや不安に寄り添い、個別の事情に応じた支援を行っていきます。

外国人の児童生徒の実態や教育的ニーズを把握し、学校生活への適応や日本語の習得等に向けた支援を行います。

主な取組み

- ・関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、アンケートや相談等を通してヤングケアラーなど困難を抱える児童生徒を把握するとともに、本人や家庭に対して必要な支援を行います。
- ・「性的マイノリティ」に対する偏見や差別などがないよう、教職員に対する正しい理解を促進するとともに、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図っていきます。
- ・「性的マイノリティ」とされる児童生徒の悩みや不安を受け止め、教職員が組織的に対応し、個別の事情に応じた支援を行っていきます。

- ・「性的マイノリティ」とされる児童生徒の悩みや不安を受け止め、教職員が組織的に対応し、個別の事情に応じた支援を行っていきます。
- ・日本語指導が必要な外国人の児童生徒が在籍する学校に日本語指導支援員を配置し、学校生活への適応や日本語の習得等の支援を行います。
- ・関係課とも連携し、外国人の児童生徒が交流できる場や機会を設けるよう努めます。
- ・就学機会を確保するために、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に要する費用の援助を行います。
- ・現在の通学区域の規定を残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく就学を認める「特認校制度」による就学希望者の受け入れを行います。

基本方針3

学び力を身に付け 豊かな未来を創造していく資質・能力を育む

主要施策1 学びの充実と自立した学習者の育成

変化が激しく先行きが不透明なこれからの社会を、児童生徒がたくましく生き抜くためには、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」といった資質・能力を育み、確かな学力を育成していくことが大切になります。

そのためには、児童生徒自ら課題を見つけ、自ら考え、主体的に解決していくような探究学習を推進して、自ら学び、主体的に判断・行動し、他者と協働しながら、よりよい問題解決ができる資質・能力を育成することが重要になります。教員としての指導理念を、子どもが「自ら学び取る教育」、子どもが「学び方を学ぶ」教育へと転換し、児童生徒を「自立した学習者」に育成していくことが求められています。

具体的施策1 学習の基盤となる資質・能力の育成

○ 現状と課題

変化の激しい社会の中で、主体的に学んで必要な情報を判断し、よりよい人生や社会の在り方を考え、多様な人々と協働しながら問題を発見し解決していくために、必要な資質・能力を児童生徒一人ひとりに育んでいく必要があります。

そのためには、あらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力を、学校の教育課程全体を通して育んでいくことが重要です。

○ 施策展開の方針

教科等横断的な視点で教育課程の編成を図り、児童生徒の日々の学習や生涯にわたる学びの基盤となる資質・能力である「言語能力」、「情報活用能力（情報モラルを含む）」、「問題発見・解決能力」等を育んでいきます。

主な取組み

- ・言語能力の育成に向けて、国語科を要としながら、全ての教科等において、それぞれの特質に応じた言語活動の充実を図ります。
- ・情報活用能力の育成に向けて、日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等において、それぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ります。
- ・問題発見・解決能力の育成に向けて、各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な学習の時間や特別活動などを通じて、各教科で身に付けた力を統合的に活用できるようにしていきます。

具体的施策2 確かな学力の育成

○ 現状と課題

各学校においては、育成する資質・能力を明確にして学校研究を推進し、学び合い、関わり合い、自他ともに高め合う授業を通して、確かな学力の育成を目指しており、子どもたちが友達と関わりながら学び合う姿が見られるようになっていきます。

子どもたち一人ひとりが確かな学力を身に付けていくためには、情報を的確に読み取り、自分で思考・判断・表現する力が必要です。本市では、汎用的な資質・能力である「読解力」に課題が見られ、その向上に向けた取組みが必要です。

○ 施策展開の方針

目の前の子どもたちの実態を正確に把握し、そこから手立てを考え、子どもたちが「できた・わかった」と実感できる学び、学習したことを身に付け、生活場面等で活用できる学びを構築していきます。

リーディングスキルテストや学習アプリ等を活用し、授業改善や指導方法の工夫を通して「読解力」を育成していきます。

基礎基本の確実な習得、習得したものを活用できるための思考力・判断力・表現力を育成していきます。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、自分の興味関心に基づいて主体的に学びを追究する探究学習を推進します。

子どもたちに確かな学力を育むためには、教師の指導力が大きく影響します。教師が教育に対する強い使命感をもち、自ら学び続け、変化の激しい時代における課題解決に対応した指導力を深化させることができるよう、研修等を支援していきます。

※リーディングスキルテスト：教科書や辞書、新聞などで使われる「知識や情報を伝達する目的で書かれた自己完結的な文書」を読み解く力を測定・診断するツール。係り受け解析や照応解決など、読解プロセスごと6つのタイプから構成されており、それぞれのタイプで読解の能力値を診断し、学習アドバイスを提供する。

主な取組み

- ・リーディングスキルテストを実施し、自分の読解力を把握できるようにするとともに、その結果を教員が指導に生かすことで読解力を育成していきます。
- ・一人ひとりの読み書きや認知特性に合わせた学びを進める学習アプリに取り組むことを通して読解力を育成していきます。
- ・基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等の資質・能力の育成等、学習指導要領の趣旨・内容の確実な定着に向けて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。
- ・各教科等の学習においては、単元の中で「習得・活用・探究」のバランスを意識するなど、授業改善を行っていきます。
- ・小学校において教科担任制を推進し、教員の専門性を発揮した質の高い授業による学習内容の理解度・定着度の向上と、多面的な児童理解による心の安定等を図ります。
- ・学力診断や学力・学習状況調査、学級集団実態調査（Q-U アンケート）等を活用し、結果分析に基づいた学習を構成することで確かな学力の育成を図ります。
- ・小中学校に学力向上支援員を配置し、一人ひとりに応じた学習支援を行います。

- ・学習ボランティアなど、学習支援に地域の人材を積極的に活用していきます。

指 標		現状値（R7）	目標値（R17）
標準学力検査の偏差値平均	小学生	50.2	52.0
	中学生	49.5	51.0

指 標		現状値（R7）	目標値（R17）
全国学力・学習状況調査における正答率が全国平均以上の教科数	小学生	3教科（国語・算数・理科） 実施のうち1教科	実施した 全教科
	中学生	3教科（国語・数学・理科） 実施のうち0教科	実施した 全教科

具体的施策3 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

○ 現状と課題

学習指導要領では、児童生徒が新しい時代に求められる資質・能力を育むために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが提唱されています。これは、自ら考え、他者と協働しながら、本質的な理解を深める学びを実現しようとするものであり、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」が重視されています。

児童生徒にその授業で付けたい力を明確にし、学習を通して本当にその力が付いたのかを適切に評価して、さらなる授業改善や指導の充実を図っていくことが求められています。

○ 施策展開の方針

子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を育成するために、「どのように学ぶか」という学びの過程に着目して、授業の質を高めていきます。

学習内容を明確にし、目の前にいる子どもたちにとって、どのような学びの過程がふさわしいのかを見極めながら授業改善を進め、子どもたちに必要な資質・能力を育成していきます。

「主体的・対話的で深い学び」のある授業にしていくために、授業と家庭学習とを結び付け、子どもたちが学んだことに対する有用性を実感できる学びのサイクルをつくるとともに、学習指導と学習評価を一体的に行っていきます。

主な取り組み

- ・単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教員が教える場面をどのように組み立てるかを考え、授業改善を進めていきます。
- ・各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質の向上を目指します。
- ・各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせることを意識した授業づくりを行っていきます。

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、授業と家庭学習を連動させ、家庭学習で取り組んだ学習課題を踏まえた授業を展開していきます。
- ・教師が学習者と授業者の両方の視点で学びを捉え、その視点を往還させながら授業改善を進めていけるように支援します。
- ・市教育研究所との連携を図りながら、授業改善やそのための研修の充実を図ります。

指 標		現状値（R7）	目標値（R17）
「授業や学校生活で、友達や周りの人の考えを大切にしてお互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる」と思う児童生徒の割合	小学6年	93.0%	95%
	中学3年	90.6%	

指 標		現状値（R7）	目標値（R17）
「授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と思う児童生徒の割合	小学6年	80.0%	85%
	中学3年	74.3%	

主要施策2 ICT を活用した教育の推進

急激に変化し、将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく力が求められています。こうした状況を踏まえ、学習指導要領においても、学習の基盤となる資質・能力として「情報活用能力」が位置付けられており、教科等横断的にその育成を図ることが必要とされています。

また、確かな学力を育成していくためにも、GIGA スクール構想により整備された1人1台端末や電子黒板などのICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を、学習等で効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを推進していくことが求められています。

具体的施策1 学びを支える情報活用能力の育成

○ 現状と課題

これまでも、各学校では、各教科等における指導を通して、情報活用の実践力や情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度の育成に努めてきました。

学習指導要領では、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、カリキュラム・マネジメントを通して資質・能力を育成していくことが求められています。

また、GIGA スクール構想の推進により1人1台端末が整備されたことで、情報モラル教育やプログラミング教育の一層の推進も求められています。

※**情報活用能力**：世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力

※**情報モラル**：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

○ 施策展開の方針

学習の基盤となる資質・能力としての「情報活用能力」を、発達段階や教科等の役割を明確にしながら、体系的に育成します。

また、学校における情報モラル教育を推進し、子どもたちが情報モラルを確実に身に付け、ICTを正しく活用できる力を養うとともに、発達段階に応じたプログラミング教育を推進して、プログラミング的思考を育みます。

主な取組み

- ・「教育の情報化に関する手引き」を活用しながら、日々の授業において、各教科等の特質に応じ、適切な場面で情報活用能力の育成を図るように努めます。
- ・学習場面において自分の考えをスムーズに入力することができるよう、発達段階に応じてタイピングスキルを育成していきます。
- ・持ち帰った1人1台端末を家庭でも適切に活用できるよう、子どもの発達段階や実態に応じた情報モラル教育を体系的に推進します。
- ・家庭とも連携を図りながら、情報モラルの育成に努めます。
- ・プログラミング教育を推進するために、教員の研修を充実します。
- ・「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」に基づき、発達段階や情報活用能力の育成状況を踏まえながら、学習指導要領に示す資質・能力の育成に向けて、生成 AI に関する学習や、学習場面における生成 AI の利活用を進めていきます。

具体的施策2 1人1台端末を活用した個別最適・協働的な学びの充実

○ 現状と課題

児童生徒が1人1台端末を日常的に活用することによって、自ら見通しを立てたり、学習の状況を把握して新たな学習方法を見いだしたり、自ら学び直しや発展的な学習を行いやすくなったといった効果が期待されています。

その一方で、集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人ひとりのよい点や可能性を生かし、異なる考え方が組み合わさって、よりよい学びを生み出していくことも大切です。

1人1台端末を効果的に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、子どもたちの可能性を引き出す教育が期待されています。

○ 施策展開の方針

各教科等における資質・能力を確実に育成するために、ICTを活用した新たな学習活動等を積極的に取り入れるとともに、授業や家庭学習において個別最適な学びを協働的な学びに生かし、さらにその成果を個別最適な学びに還元するなど、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図っていきます。

主な取組み

- ・ICTの日常的な活用を通して、自ら見通しを立てたり、学習の状況を把握し、新たな学習方法を見いだしたり、自ら学び直しや発展的な学習を行いやすくしていきます。
- ・ICTの活用により、子ども一人ひとりが自分のペースを大事にしながら協働して作成・編集等を行う活動や、多様な意見を共有しつつ合意形成を図る活動などを推進していきます。
- ・「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、さらにその成果を「個別最適な学び」に還元するなどして各教科等の学習過程の充実を図ります。

指 標		現状値（R7）	目標値（R17）
授業において、PC・タブレット等のICT機器をほぼ毎日使用している小中学校の割合	小学校	66.6%	100%
	中学校	33.3%	100%

主要施策3 グローバル社会に対応した教育の推進

情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等によりグローバル化が急速に進んでいます。

子どもたちを取り巻く環境もここ数年で大きく変化しており、今後子どもたちが生きていく社会は、より一層グローバル化が進展していくことが予想されます。そのような社会をこれから生き抜く子どもたちのために、外国語学習や国際理解教育、持続可能な社会の担い手を育てる教育のさらなる充実が求められています。

具体的施策1 外国語（英語）学習や国際理解教育の推進

○ 現状と課題

現在、外国語指導助手（ALT）を中学校に配置したり、外国語指導支援員（AET）を小学校に派遣をしたりして、小学校においては3・4年生の外国語活動や5・6年生の外国語の学習支援、中学校においては英語の学習支援の充実を図っています。

コミュニケーションを伴った実践的な英語力を育成していくために、小学校中学年において活動型（コミュニケーション能力の素地を養う）・小学校高学年において教科型（初歩的な英語の運用能力を養う）・中学校においては身近な話題についての理解や簡単な情報交換、表現ができる能力を養い、授業を英語で行うことを基本とすることなど、小学校段階から系統的な外国語教育を今後も推進していくことが求められています。

○ 施策展開の方針

外国語（英語）学習の充実を図るとともに、外国語指導助手（ALT）・外国語指導支援員（AET）による指導の充実や教師の研修機会の充実を図っていきます。また、各教科や道徳などの学習を通して、異文化を理解し相互の関りを学ぶとともに、異文化にふれたり交流したりして国際理解教育を推進し、多様性を認め合える寛容な心を育んでいきます。

主な取組み

- ・ 小学校中学年の外国語活動や高学年における外国語、中学校の英語学習における授業改善を推進します。
- ・ 教員の外国語指導力向上に向け、英語教育推進会議やGTEC（スコア型英語4技能検定）を活用した授業改善等、研修の機会を充実します。
- ・ 外国語指導助手（ALT）・外国語指導支援員（AET）による指導の充実を図り、小学校入学時から英語に慣れ親しむ活動や小中が連携した英語学習を推進します。
- ・ 1日英語だけで過ごす「English Day」事業を推進します。
- ・ 異国の文化にふれたり交流したりする機会の拡大と参加啓発を行います。
- ・ 教科の学習等とも関連させながら、自己の文化への理解を深めつつ、他者とともに生きる資質やコミュニケーション力、異文化を理解・尊重し相互理解の態度を育む教育を推進します。

指 標	現状値 (R4~6平均)	目標値 (R17)
CEFR A1 レベル相当以上の英語力を取得または有すると思われる中学3年生の割合	60.5%	61%

※CEFR（ヨーロッパ共通言語枠）：欧州協議会が定めた、外国語の学習者の習得状況を示す国際的な指標。A1 から C2 レベルまであり、A1 レベルは英検3級相当にあたる。

具体的施策2 持続可能な社会の担い手を育てる教育の推進

○ 現状と課題

子どもたち一人ひとりが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

○ 施策展開の方針

持続可能な社会づくりの担い手を育むため、現代社会における地球規模の諸課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向け自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらす「持続可能な開発のための教育」を推進していきます。

※持続可能な開発のための教育（ESD）：将来にわたって世界中の人々が豊かに暮らしていくために、国連が掲げている「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、持続可能な社会の担い手を育てようとする教育。

主な取組み

- ・教科等を越えた教育課程全体の取組みを通して、子どもたち一人ひとりが、自然環境や地域の将来などを自らの課題として捉え、そうした課題の解決に向けて自分ができることを考え実践できるような学習を行っていきます。
- ・国際的に共有されている持続可能な開発目標（SDGs）なども踏まえつつ、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、子どもたち一人ひとりが自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育んでいきます。

主要施策4 学校種間の円滑な接続・連携の推進

幼稚園・保育所等から小中学校そして高校までのそれぞれの発達段階に応じて、子どもの能力や可能性を引き出す教育の実現が必要になります。

子どもの発達に応じるためには、幼稚園・保育所等や学校、そして家庭や地域が連携する必要があります。また、幼稚園・保育所等から小学校へ移行する際に生じる「小1プロブレム」や小学校から中学校に移行する際に生じる「中1ギャップ」などの問題が指摘されることがあるように、幼稚園・保育所等と小学校、小学校と中学校、さらには中学校と高等学校との連携を大切にされた系統的な学びを育む教育の推進を図る必要があります。

※小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かない等の状態が数か月継続する状態

※中1ギャップ：小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象

具体的施策1 幼児教育の充実と幼保こ小の連携の推進

○ 現状と課題

幼児は、遊びを通した直接体験の中で、様々な感覚を働かせ、自分なりに試したり工夫したりしながら活動に没頭する経験を通して、心身の発達が促されていきます。幼稚園・保育所等では、様々な遊びや体験活動を取り入れており、集団で活動するときの初歩的なルールなども身に付けています。子どもによる個人差はあるものの小学校生活にスムーズに移行していけるように指導の充実が図られています。

幼保こ小接続の推進のためには、小学校において「幼児期における自発的な活動としての遊び」を理解する必要があります。幼稚園・保育所等と小学校の教職員同士で遊びの中での子どもの育ちを共有し、子どもの資質・能力をつなぐためのカリキュラムを協働的に編成していくことが大切です。

○ 施策展開の方針

幼稚園・保育所等における教育が、次の小学校での教育に結び付いていくよう、幼保小の架け橋期のカリキュラムを編成し、指導に生かしていきます。

既存の幼児教育連絡協議会の活動への支援を中心に、研修の充実、小学校及び関係各課などとの行動連携を充実させていきます。

主な取組み

- ・幼児教育連絡協議会の活動における研修の充実を図ります。
- ・幼稚園・保育所等職員に対する幼保こ小合同での研修会等への参加啓発を行います。
- ・幼稚園・保育所等職員と小学校教職員の保育参観や授業参観等の交流や引き継ぎ、情報交換を推進します。
- ・幼児期後半のアプローチカリキュラム、小学校入学期におけるスタートカリキュラムに基づく指導を充実させていきます。

具体的施策２ 小中・中高の連携の推進

○ 現状と課題

小学校と中学校においても、幼保こ小と同様に連携が図られており、中学校区ごとに、小中で子どもの学びや育ちを一体として捉え、発達段階を踏まえた一貫性のある継続的な指導が行われています。

また、中学校と高等学校においても、校内授業研究会にそれぞれが参観し意見交換を行うようになってきました。今後もこれまで同様の連携を維持しながら、それぞれが人間形成という一つの目標に向かっていることを共通理解し、それぞれの学校種で発達に応じた教育を展開していくことが望まれます。

○ 施策展開の方針

中学校区ごとに小中連携を充実させた研修を行い、9年間を通して子どもたちを育てていきます。

小学校と中学校、中学校と高等学校の教職員の交流はもちろんのこと、児童生徒間の交流もできる場を工夫し、それぞれの学校種で子どもの成長を支え、円滑な接続ができるよう支援します。

主な取組み

- ・教育研究所の研修部会を中学校区ごとに組織し、小中連携を推進します。
- ・小中、中高の教職員の交流、研修会を充実させていくための支援を行います。
- ・小中、中高による相互の授業参観や、幼保こ小中高の縦の学校種を超えた教育活動参観を推奨します。
- ・成長の異なる段階の子ども同士が交流できる機会を充実していきます。
- ・高校生が幼稚園・保育所等の子どもたちや小学生、中学生に関わる場を工夫します。
- ・市内の中学校と高等学校とで組織する「中高連携会議」を開催し、学びの連携を推進します。

主要施策5 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

近年の急激な社会の変化に伴い、子どもを取り巻く環境や学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化・多様化しています。こうした状況の中で、子どもたち一人ひとりが豊かに成長し、将来を生き抜く力を育むためには、学校・家庭・地域がこれまで以上に連携し、育てたい子どもの姿や目指すべき教育のビジョンを共有し、ともに子どもたちを育んでいくことが大切です。

また、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育が求められています。子どもたちが、将来、よき社会人・職業人として自立するために、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義を理解し、社会的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を身に付け、主体的に進路を決定していくことができるよう、学校・地域・企業等が連携・協働し、発達段階に応じて計画的・系統的にキャリア教育を推進していきます。

具体的施策1 コミュニティ・スクールを核とした学校・家庭・地域の連携・協働

○ 現状と課題

これまでも、学校では家庭と連携した教育や、地域の人材等を活用した教育を進めてきました。現在では市内全ての小中学校がコミュニティ・スクールとなり、地域と一体となって子どもを育成する「地域とともにある学校」づくりを進めています。今後も、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進していくことが求められています。

○ 施策展開の方針

地域全体で子どもたちの豊かな育ちを支え、多様な学習活動を展開して学校の教育活動をより充実させていくために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進していきます。

子育てに関する悩みなどを抱える保護者を支援するため、研修会等を実施するなど、家庭教育支援の充実を図ります。

主な取組み

- ・地域住民や企業・団体等、幅広い方々の参画により、教育課程の充実につながる地域連携の取組みを各学校で進めていきます。
- ・学校と地域をつなぐ人材として、各学校に地域学校協働活動推進員を配置します。
- ・地域のよさや魅力についての理解を深めることができるよう、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、地域学校協働活動推進員の連絡・調整により、ふるさと学習など地域の人材や素材を活用した学習を推進していきます。
- ・子どもを中心に学校づくり・地域づくりを考えることで、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・小学生の放課後や週末、長期休業中における居場所づくりを推進し、多様な体験や活動プログラムを行う放課後子ども教室事業は、引き続き地区公民館等で中心に行い、学年間や大人との

交流を通じて社会性を養っていきます。

- ・PTA 活動を通して、学校と家庭が連携した活動や研修を推進します。
- ・学校や幼稚園・保育所等における子育て講座や家庭教育講座の開催を支援していきます。

指 標		現状値 (R7)	目標値 (R17)
「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と 思う児童生徒の割合	小学校	82.7%	90%
	中学校	76.8%	90%

具体的施策2 「さがえ未来コンソーシアム」を活用したキャリア教育の充実

○ 現状と課題

本市では令和4年度に「さがえ未来コンソーシアム」を立ち上げ、キャリア教育の視点から学校・地域・企業等が連携・協働した学習を推進しています。

現在、小学校では職業講話や職業体験などを、中学校では生徒の発達段階に応じて、中学校2年生での職場体験や企業・団体等と連携した課題探究学習をはじめ、社会的自立の基盤となる能力や態度を育てるための取組みを行っています。

身に付けるべき力を育成していくためには、教員がキャリア教育の意義を十分に認識して指導にあたることが大切です。また、ねらいを明確にして指導するとともに、他の教育活動との関連や、事前・事後指導の工夫など、指導を充実させていくことが重要です。さらに、各学校段階において身に付けさせたい能力や態度を明確にし、小学校段階から計画的・系統的に育んでいく必要があります。

○ 施策展開の方針

各学校では、年間指導計画に基づき、発達段階に応じたキャリア教育を展開していきます。

小学校では、様々な活動を通して、将来設計の基盤となる夢や希望を育むとともに、目標の達成を目指して工夫し努力することを体得させ、自分の属する集団の中で自分がどれだけ大切な存在であるかということを自分自身で認識させ、自信をもたせるようにしていきます。

中学校では、小学校で身に付けてきた能力や態度を土台として、社会体験や職場体験等を通し、社会と自己の関わりやこれからの生き方について考えさせるとともに、将来の夢や職業を思い描きながら、卒業後の進路について主体的な選択・決定ができるように支援をしていきます。

主な取組み

- ・地域の企業や団体等と連携した職場体験や実際の課題を取り上げ解決していく課題探究学習を「さがえ未来コンソーシアム」が推進・コーディネートし、キャリア教育を推進していきます。
- ・市内の産業に対する子どもたちの理解を深めることができるよう、キャリア教育における地域の企業や団体等との連携を一層推進していきます。
- ・講話や体験等を通して、児童生徒がこれからの生き方や自らの将来について考える学習を支援していきます。

- ・小学校段階から計画的・系統的にキャリア教育を展開し、各学校段階において身に付けさせた能力や態度を育みます。
- ・家庭や地域とも連携して、地域や学校の特色を生かしたキャリア教育を推進します。
- ・工作や実験を通して、ものづくりの楽しさを体験したり科学技術に親しんだりしながら、科学技術への興味・関心を高め、創造性や思考力、問題解決能力、チャレンジ精神等を子どもたちに育む「さがえ少年少女発明クラブ」の活動を支援していきます。

基本方針4

生涯にわたって 生き生きと学び 活動し続ける取組みを推進する

主要施策1 自らを高める生涯学習の充実と環境づくりの推進

人は、誰もが生涯にわたって生き生きと暮らしたいと願っており、その願いをかなえるために、一人ひとりが自らの生きがいを見つけ、様々な活動を行っています。

それらの活動を支援するため、誰もがいつでもどこでも学ぶことができる機会の提供が重要です。

生涯学習活動の拠点施設である地区公民館や市立図書館を活用し、一人ひとりの学びが広がっていく環境づくりを推進していきます。

具体的施策1 生涯を通した学習機会の充実

○ 現状と課題

平成26年度にスタートした市民講座「寒河江さくらんぼ大学」は、若者から高齢者まで幅広い市民層を対象として学習の機会を提供しています。講座の運営については受講者による運営委員会を組織し、市民の要望がより反映されるよう配慮することにより、継続的な受講や参加者の増加を図っています。

また、生涯学習の振興を図るため、市民の自主的な学習活動を支援する取組みや学習機会を提供する取組みを実施していますが、多様化している市民の学習ニーズを把握し、内容を充実していくことが課題となっています。

学習の機会の提供のために環境整備が不可欠ですが、文化センターや地区公民館などの社会教育施設は老朽化が進んでおり、一部の施設では計画的な改修整備を行っています。全ての改修が終わるにはまだ時間がかかります。

○ 施策展開の方針

「寒河江さくらんぼ大学」については、市民の学ぶ意欲をさらに高めるため、講座内容をより充実させていきます。

また、これまで取り組んできた市民の自主的な学習活動を支援する制度や学習機会を提供する講座の開設については、市民の多様化する学習ニーズの把握に努め、さらなる充実を図りながら継続していきます。

その結果、誰もが、生涯を通して学び続ける社会の構築と、その学びの成果を地域づくりに還元する意識の醸成を図ります。

主な取組み

- ・「寒河江さくらんぼ大学」を継続し、多様な学習機会を提供するとともに、参加者からのアンケートや市民による運営委員会の意見を反映し、講座の充実を図ります。
- ・「生涯学習支援事業」や「まちづくり出前講座」などの事業を継続し、市民の自主的な学習活動を支援していきます。

- ・新たな市民の自主的な学習活動を支援する制度や学習機会を提供する講座の開設については、市民の多様化する学習ニーズの把握に努め、需要の掘り起こしを行います。
- ・文化センターや地区公民館などの社会教育施設の改修計画に基づき、計画的な整備に取り組みます。

指 標	現状値（R6）	目標値（R17）
生涯学習支援事業による市民の自主的な学習活動の支援	16 件／年	20 件／年
まちづくり出前講座による市民の自主的な学習活動の支援	25 件／年	30 件／年
「寒河江さくらんぼ大学」受講者の満足度	90%	90%以上

具体的施策2 読書活動の支援

○ 現状と課題

社会情勢の変化に伴い生活スタイルも多様化し、スマートフォンなどの携帯端末の普及による情報環境の高機能化・高速化がさらに進んでいます。また、様々な情報があふれ、社会全体がゆとりや潤いのある生活を求めながらも、安易に部分的な情報だけを手に入れようという傾向が強くなってきています。

多彩な情報や物に人々の関心が分散していることなどで、社会全体として「読書離れ」などに繋がっていると考えられており、読書の習慣づけや読書の楽しみを知ってもらうことが必要です。

○ 施策展開の方針

社会情勢の変化が著しく、市民の読書形態が多様化しているため、それらに 대응えられる読書基盤を整備することが重要です。市民のニーズにも的確に対応した図書や、郷土の歴史・文化に関する資料の整備に努めるとともに、蔵書情報の検索サービス、文献の紹介・提供などのレファレンス・サービスの充実を図っていきます。

また、読書講演会などの読書普及事業を行い、今まであまり市立図書館に来ることのなかった方々からも足を運んでもらうような工夫を行います。さらに、誰もがいつでも快適に利用できる市立図書館として市民のニーズに対応したより利用しやすい施設設備の整備を進め、利用者サービスの向上を図りながら市民の読書活動や生涯学習活動を支援していきます。

主な取組み

（図書資料等の充実と読書普及事業の展開）

- ・公立図書館に備えておくべき蔵書の整備を基本とし、さらに市民のニーズに対応した蔵書の充実を図ります。

- ・郷土の歴史、文化的資料の整備と提供に努めます。
- ・読書活動を推進するため、他の公共図書館・関係機関との連携を図ります。
- ・読書普及と啓発のため、魅力ある読書普及事業の実施に努め、これを継続していきます。
- ・読書推進団体などの活動を支援し、さらに連携を深めます。
(図書館等の適正管理と情報発信等による読書環境の整備)
- ・読書への興味と関心を促すため、「おすすめの本」など図書推薦コーナーなどを継続して設置します。
- ・読書講演会の開催などにより市立図書館に来る機会を創出し、読書への興味を引くことによって、読書機会の提供と啓発を行います。
- ・展示ホールでの展示を充実し、市立図書館に来る機会を創出します。
- ・移動図書館を活用し、子育て施設やイベント等のほか、希望がある高齢者施設等にも出向き、生涯にわたる読書活動を支援します。
- ・蔵書検索システムのサービスや、きめ細やかな図書館情報の発信に努めます。
- ・電子図書館の導入を行います。
- ・誰もがいつでも快適に利用できるよう、図書館施設の柔軟な利用を図り、さらなる読書環境の充実に努めます。
- ・より快適で安全な環境を提供するため、図書館施設の適正管理に努めます。

指 標	現状値 (R6)	目標値 (R17)
市立図書館の入館者数	94,898 人/年	100,000 人/年

主要施策2 芸術文化に親しみ 創造の喜びを育む取組みの推進

芸術文化を通して豊かな心を育むことは、全ての人が生き生きと生活するための原動力であり、潤いと活気あふれる地域社会をつくることにつながります。

優れた芸術文化にふれる機会を通して、多くの市民が潤いと安らぎのある生活を送るとともに、自らの感性を磨き、芸術文化活動に関わるきっかけとすることで、元気なまちづくりを推進していきます。

具体的施策1 芸術文化にふれる機会の充実

○ 現状と課題

本市では、これまで若者向け音楽イベント「SAGAE MUSIC DAY」をはじめとする多くの市民文化会館の自主事業等を開催するとともに、市美術館の企画展示や県美展寒河江移動展などを開催し、多くの市民に音楽コンサートや演劇・絵画等を鑑賞する機会を提供しています。

令和6年度には市制施行70周年を記念した芸術イベント「SAGAEまちなか芸術祭」を開催し、広く芸術に親しむ機会を提供しました。

今後、より多くの市民が芸術にふれ興味を抱くためには、優れた芸術文化に出会い鑑賞する機

会の充実を図る必要があります。

○ 施策展開の方針

情報化社会の進展や市民の価値観が多様化する中で、市民のニーズを的確に把握するため、来場者等に対しアンケート調査等を実施し、その分析結果を反映しながら多彩な芸術文化を鑑賞する機会の拡大を図っていきます。

また、芸術イベントを開催するため、地域おこし協力隊等の制度を活用していきます。

市美術館についてはより上質な展示空間を創出するため、照明をはじめ展示設備の充実を図るとともに、郷土を代表する作家の作品展など趣向を凝らした企画展の開催に取り組みます。

主な取り組み

- ・ 市民文化会館自主事業や文化講演会等の充実を図ります。
- ・ トリエンナーレ方式等で芸術祭の開催を目指します。
- ・ 市美術館の展示設備の充実と多彩な企画展の開催に取り組みます。
- ・ 市民・団体による自主的な展示の機会を創出するため、「寒河江市美術館特別企画展事業」の活用を広く周知します。
- ・ 県美展寒河江移動展を開催していきます。
- ・ 各種事業においてアンケート調査等を行い、市民ニーズの把握に努めます。

※トリエンナーレ方式：2年間の準備期間を経て3年に1度開催する方式。

指 標	現状値（R6）	目標値（R17）
自主事業の入場割合	93.9%	90%以上
市美術館の年間入場者数	10,324 人	11,000 人以上

具体的施策2 芸術文化活動の充実と新たな地域文化の創造

○ 現状と課題

現在、市内では多くの団体が地域を拠点に様々な芸術文化活動を続けていますが、高齢化が進み、次の世代に継承できないなど、課題を抱えている団体も見受けられます。

その一方、市民ボランティアによるステージ発表会が定着するなど、芸術文化を高める活力もあり、こうした活動を支援していく必要があります。

○ 施策展開の方針

様々な芸術文化活動に取り組む市民にその成果を発表する機会を提供することで、地域の芸術文化活動の充実を図るとともに、市民が直接芸術文化を体験できるプログラムの提案等により、新たに多くの市民が芸術文化に関心を抱き、活動に関わることで、元気なまちづくりに資するよう支援していきます。

また、市民のステージ発表会などの活動を支援するほか、新たな芸術文化活動の掘り起こしや支援を進めていきます。

主な取組み

- ・市総合文化祭や市音楽祭など、芸術文化活動の発表機会を支援します。
- ・各団体の舞台発表のための練習やコンクール等出場に対して支援します。
- ・全国大会に出場する芸術文化団体を支援します。
- ・演劇ワークショップ等、芸術文化を体験できるプログラムの提案等により、市民の芸術文化への関心の高揚を図ります。
- ・幅広い世代が参加する芸術発表会など、世代間交流を図る芸術文化活動を支援します。
- ・芸術文化団体の育成・支援を図ります。

指 標	現状値（R6）	目標値（R17）
舞台づくり支援事業及び演奏力等向上支援事業の年間利用件数	8 件	現状維持
市芸術文化協議会への芸術文化団体登録数	38 団体	現状維持

主要施策3 生涯にわたってスポーツに親しむ取組みの推進

スポーツは、心身の健全な発達や体力・健康の増進、ストレスの解消など、私たちが健やかで充実した生活を送るうえで欠かせない役割を果たします。また、スポーツを通じたルール理解や協調性の育成は、青少年の健全育成や人格形成にも大きく寄与します。

全ての市民がライフステージやそれぞれの体力、関心などに応じて気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、市内の各種施設環境等の特色を活かし、地域のつながりや世代間交流の促進等を図りながら、市民一人ひとりが健康で明るく、生き生きと暮らせる「生涯スポーツ社会」の実現と「スポーツで活力ある健康なまちづくり」を目指します。

具体的施策1 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進

○ 現状と課題

市民が気軽にスポーツに親しむためのきっかけづくりや環境づくりを進めてきているものの、生涯にわたる健康づくりとしてのスポーツ習慣の定着の観点においては、世代や地域間等による運動習慣の二極化など、さらに顕在化してきた課題への対応の必要性も増してきています。

○ 施策展開の方針

市民一人ひとりが、体力や年齢、技術、興味、目的などに応じて、気軽にスポーツに親しめる取組みや環境づくりを進めるとともに、世代間・地域間などの格差を解消しながらスポーツ活動の充実と質の向上を図ります。

主な取組み

- ・ライフステージやライフスタイル、スポーツニーズに応じた多様な取組みを推進します。
- ・スポーツ推進委員、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、体育施設の指定管理者、各種スポーツ団体等との連携を図り、スポーツ活動を推進します。
- ・子どもや若い世代に人気のアーバンスポーツなど、多様なスポーツの推進を図ります。
- ・eスポーツを含め、障がい者や誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動を推進します。
- ・健康づくりの一貫としてスポーツを推進します。
- ・中学校部活動の地域展開を契機とした多様な関わり方の促進を図ります。

指 標	現状値	目標値（R17）
週1回以上の運動習慣がある成人の割合	（R7） 28.7%	55%
体育施設年間利用者数	（R6） 149,666人	180,000人

具体的施策2 競技力向上の推進

○ 現状と課題

スポーツに関わる組織間の連携による競技力向上の取組みや情報発信に努めた結果、全国大会等への出場者は増加傾向にありますが、優勝や入賞など全国レベルでの活躍においては、現状ではやや課題が残ります。

若い世代に人気のアーバンスポーツなど、多様化するスポーツニーズにも対応した、さらに幅広い支援等が必要です。

○ 施策展開の方針

本市の選手が全国や世界の舞台で活躍することは、市民に明るい話題を提供するとともに、市民に感動や活力を与えます。競技者が自身の競技水準をさらに高め、夢の実現に近づくことができるよう、スポーツ協会や各種スポーツ団体等が連携し、競技者への支援体制の充実や指導者の育成等に取り組んでいきます。

主な取組み

- ・スポーツ協会等と連携し、競技力向上につながる研修等を実施します。
- ・競技者の安全・安心の確保やハラスメントの根絶に向けた研修等を通して質の高いスポーツ指導者と審判員の育成を図ります。
- ・各種スポーツ団体が主催する大会を支援し、競技者の底辺拡大とさらなる競技力向上を図ります。
- ・主に「観る」「する」の観点で、トップアスリートとの交流を図ります。

- ・市の特色ある施設や民間施設を活用したイベントの開催などを通し、競技力向上につなげる取り組みを進めます。
- ・オリンピック等の国際大会や全国大会を目指す競技者を支援します。

具体的施策3 スポーツ環境の整備と充実

○ 現状と課題

スポーツの振興には、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブが大きな役割を担っていますが、組織の強化と持続性の確保が課題です。また、体育施設は活動の拠点として重要である一方で、経年劣化が進んでおり、スポーツ競技規則などに沿った適正な改修等が求められることから、計画的な整備を進める必要があります。

○ 施策展開の方針

市民が主体的に参画する地域スポーツの環境を提供するため、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブの組織強化のための支援等を継続していきます。また、体育施設について市全体の公共施設整備計画等を踏まえながら計画的な整備と充実を図ります。さらに、スポーツイベントやスポーツ教室、施設等の情報を分かりやすく、伝わりやすく発信します。

主な取り組み

- ・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブの組織強化に向け、関係団体との連携と支援をさらに推進していきます。
- ・誰もが安全、快適にスポーツ活動が行えるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを基本とした体育施設の計画的な整備と充実を図ります。
- ・多様化するニーズに対応した魅力あるスポーツ関連情報の発信を、スポーツ団体等と連携して行います。
- ・熱中症や感染症対策等に加え、アスリート等を守る観点を含めた、施設の安全で適正な管理運営に努めます。
- ・ジュニア層を含めた女性アスリートの健康課題への対応や、競技特性を踏まえたトレーニング方法の指導等を通して、女性アスリートをはじめとする多様な主体が競技に打ち込める環境づくりを推進します。
- ・中学校部活動の地域展開を契機とした多様な関わり方の促進を図ります。

具体的施策4 スポーツを通じた地域活性化の推進

○ 現状と課題

スポーツに親しみ、スポーツを通して人とつながり、交流を広げることは、地域住民の参加と支え合いを促し、新たなコミュニティの創造につながります。スポーツは地域に一体感をもたらし、活力ある健康社会の実現に向けた重要な手段であるため、さらに推進していくことが求めら

れます。また、本市の恵まれた立地条件や特色ある施設環境等を生かし、スポーツを通じた交流人口の拡大と地域活性化が図られることが期待されます。

○ 施策展開の方針

市民一人ひとりがスポーツを「する」「観る」「支える」など多様な関わり方や楽しみ方をもち、さくらんぼマラソン大会やウォーキングなどのスポーツイベントの運営を通して、個人や各種団体が連携・協働しながら「支え合う」気風を醸成していきます。このような取組みの中でスポーツを通じたコミュニケーションの輪を広げ、地域の活力につなげていきます。また、本市の特色ある施設環境を生かし、「スポーツツーリズム」の一層の推進と、交流人口の拡大、地域活性化を図ります。

主な取組み

- ・市民体育館、チェリーナさがえ、グリバーさがえ等のスポーツ関連施設と、観光施設等が連携したイベントを開催することによる地域活性化を図ります。
- ・多彩なスポーツイベントの機会を捉え、観光や芸術文化を含めた寒河江らしい様々な魅力の連携による周遊と交流の促進を図ります。
- ・スポーツボランティアの普及など、スポーツを「支え合う」取組みを進めます。
- ・民間施設との連携による事業展開や、民間がもつスポーツ指導と育成分野の優れたスキルの共有等による「スポーツツーリズム」の一層の推進を図ります。
- ・SNS等の活用による情報発信の強化に努めます。
- ・プロスポーツなどの観戦機会の増加により「観る」スポーツを推進します。
- ・スポーツ合宿の誘致等による交流促進を図ります。
- ・中学校部活動の地域展開などを足がかりに、地域団体等との連携を深めながら地域スポーツの年代を越えた活性化を図ります。

指 標	現状値（R6）	目標値（R17）
観光的スポーツイベントへの参加者数 （“さがえ” さくらんぼマラソン大会、ツール・ド・さくらんぼ、寒河江さくらんぼウォーク等）	5,379 人	6,500 人

基本方針5

ふるさとに愛着と誇りをもち 郷土の歴史と文化を大切にする心を育む

主要施策1 ふるさとへの愛着と誇りを育む教育の推進

寒河江の魅力にふれ、愛着心を育むことが、大人になっても心の奥底に「ふるさと」をもち続けることにつながります。

また、その取組みが、将来の子どもたちの生き方として、寒河江を離れても寒河江につながるような生き方をする人、もう一度寒河江に戻って生活しようとする人が出てくることも期待されます。

このように、生き方は人それぞれでも、心の土台にふるさとへの愛着と誇りを育むことは、これからの変化の激しい社会を生き抜くための人づくりにつながる大切な教育です。

具体的施策1 地域の歴史や文化を活用した教育活動の推進

○ 現状と課題

本市には、学ぶ価値がある数多くの歴史や文化、伝統行事、「神輿の祭典」などの地域の祭りがあり、これらを積極的に学び、体験していくことは、一人ひとりの人生を豊かにすることにもつながります。

現在、幼稚園・保育所等や学校では、地域の歴史や文化を活用した教育活動がそれぞれの工夫と努力の中で展開されていますが、これからの豊かな未来を創造していく子どもたちに、これまで以上に生まれ育ったふるさとを知り、ふるさとに学び、そして楽しみながら、その素晴らしさにふれることを通して、ふるさとを愛し誇りに思う心を育てていくことが求められています。

○ 施策展開の方針

地域の歴史や文化を積極的に学ぶ施策を充実させ、その環境づくりに努めていきます。また、地域の人材がそれらの学びに積極的に関わる仕組みづくりを支援していきます。

主な取組み

- ・ 慈恩寺をはじめとした各地域の歴史や文化について学ぶ学習を推進します。
- ・ 地域の歴史や文化の教材化を推進します。
- ・ 地域の人を先生とした伝統芸能を学ぶ学習等の推奨と支援を行います。
- ・ 学んでまとめあげたもの（パンフレットや新聞等の表現物）の積極的な情報発信活動の推奨と支援を行います。

主要施策2 郷土の歴史と文化を大切にする活動の推進

本市には、国指定史跡「慈恩寺旧境内」をはじめ、貴重な建造物や仏像彫刻、伝統芸能など様々な文化遺産があります。これら先人が築き上げてきた郷土の歴史や文化を学び、寒河江らしさを知

り好きになることが、郷土の歴史・文化を大切にする心を育むとともに、ふるさとに誇りをもつことにつながります。

また、郷土の文化遺産の調査を進めるとともに、その価値を積極的に発信し、文化財の保護と活用を図ります。

具体的施策1 ふるさとの歴史の調査・普及

○ 現状と課題

本市の歴史と文化を後世に伝えるには、市内に残る歴史資料を調査・研究し、その成果として市史や関係叢書等にまとめ、歴史関係書籍を整備、充実させる必要があります。また近年、少子高齢化や核家族化等の進展による歴史資料の散逸や管理不全等の問題があり、歴史資料の所在把握や収集も大きな課題となっています。これらの課題解決に向け、専門知識を有する市史編纂専門員の継続的な配置が重要です。

○ 施策展開の方針

市史編纂専門員を中心に歴史資料の調査・研究を継続的に進め、その成果を企画展や講演会などを開催しながら、情報発信や学習に活用していきます。市史や関係叢書等についても計画的に発刊していきます。

主な取り組み

- ・市史編纂専門員や歴史文化活動推進員と協力して歴史資料の調査・収集を行い、市史や関係叢書等の編集・発刊を行います。
- ・市郷土館特別展やその他企画展、講演会等を開催し、歴史資料の調査・研究成果を周知します。

具体的施策2 民俗芸能や伝統行事の保護と伝承

○ 現状と課題

本市には、国指定重要無形民俗文化財「慈恩寺舞楽」、県指定無形民俗文化財「平塩舞楽」、「日和田弥重郎花笠田植踊」、「寒河江八幡宮流鏑馬」、さらに、市指定無形民俗文化財である田植踊や獅子踊など多くの民俗芸能があり、各地域で継承されています。しかし、近年の急激な少子高齢化などによる後継者不足や指導者不足、伝承に係る経済的負担の増加が重要な課題となっています。

また、その他の地域に根ざした伝統行事等についても調査を行い、失われつつある文化の保護に取り組んでいく必要があります。

○ 施策展開の方針

保存団体等により伝承されてきた各地域の民俗芸能は、郷土に誇りをもち、郷土への愛着を育む貴重な文化です。これら民俗芸能がこれからも後世に引き継がれるよう支援・保護・伝承に努めます。

また、市内に所在する伝統行事等の調査を進め、文化遺産の掘り起こしに取り組むとともに、地域の歴史、伝統、文化の活用や継承に係る活動を支援し、地域に対する愛着を育みます。

主な取組み

- ・地域の民俗芸能を保護するため、活動の映像化や次世代への伝承を支援します。
- ・歴史文化ふるさと回帰事業・ふるさと塾形成事業を推進し、地域の歴史、伝統、文化の活用や継承に係る活動を支援します。

指 標	現状値（H28～R7 累計）	目標値（R8～R17 累計）
歴史文化ふるさと回帰事業・ふるさと塾形成事業による支援件数	21 件	25 件

具体的施策3 国指定史跡「慈恩寺旧境内」等 文化財の保存と活用

○ 現状と課題

本市は、国指定史跡「慈恩寺旧境内」をはじめ、多くの文化財があります。これらを適切に保存し後世に引き継ぐとともに、市民が郷土の歴史を知り、愛着を感じるための活用が重要です。

文化財の保存のため、その価値を調査・研究し、重要と判断されたものについては、市の文化財として指定し保護していくとともに、適切な公開や史跡の整備を実施し活用を図る必要があります。また、地域に埋もれている文化財についても掘り起こしを行い、保存、活用に努める必要があります。

○ 施策展開の方針

国指定史跡「慈恩寺旧境内」については、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存していくとともに、本質的価値の普及に向けた史跡整備を行っていきます。また、市文化財保存活用地域計画に基づき、未指定文化財も含めた市内所在文化財の状況把握や、それらの保存と活用のために、市独自の登録文化財制度を検討します。

さらに、文化財に関する情報発信や講演会の開催に努め、それらの歴史的価値の周知や文化財愛護精神の普及に努めます。

主な取組み

- ・国指定史跡「慈恩寺旧境内」の追加指定及び史跡整備を進めていきます。
- ・文化財保護委員会や市史編纂専門員と連携し市内文化財の把握に努め、重要と判断されたものは、指定等の適切な保護措置を講じます。
- ・市独自の登録文化財制度を検討します。
- ・講演会やSNS 等による情報発信を行います。
- ・文化財の総合的な把握と文化財の適切な維持管理・修繕等を促進するとともに災害時に文化財を守るため、関係機関との連携体制構築を検討します。

指 標	目標値
国指定史跡「慈恩寺旧境内」の追加指定	史跡追加指定 令和9年度追加指定具申

主要施策1 学校におけるICT環境の整備・更新

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のために、ICTは必要不可欠な学習基盤です。GIGAスクール構想により児童生徒一人ひとりに貸与されたタブレットPC端末も令和7年度に更新され、各学校では新しく整備された端末を活用した学習が行われています。

ICTを日々の学習で効果的に活用することができるよう、1人1台端末が不具合なく動作しネットワークに支障なく接続できるよう環境を整備し、機器の更新を計画的に進めていくことが求められています。また、教員としてのICT活用指導力を確実に身に付けるためのさらなる取組みを推進していくことも必要です。

具体的施策1 ICT機器の計画的な更新とネットワーク環境の整備推進**○ 現状と課題**

現在、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の整備や、電子黒板の普通教室への設置、その他ICT機器の整備等を行っています。

令和3年2月に整備した第1期の1人1台端末（Windows）は使用から5年が経過し、令和7年度に県の共同調達方式により第2期の端末（Chromebook）を整備しています。今後、耐用年数（4～5年）を基準に一定の年数が経過した端末の計画的な更新についても検討していくことが必要です。

電子黒板も普通教室への整備が完了し、日常的に活用されています。これから、特別教室へ整備も計画的に進めていく必要があります。

また、ネットワークの通信速度が遅く、授業の円滑な進行を妨げるケースも見られます。1人1台端末を活用した学習では、クラウド上のデータへのアクセスが頻繁に行われることから、ネットワークへの安定した接続が求められています。

ICT機器については、技術の進化に対応しつつ、持続可能な整備を行っていく必要があります。

○ 施策展開の方針

1人1台端末を学習で効果的に活用することができるよう、端末の更新を計画的に進めていきます。

電子黒板についても、児童生徒が学習するどの教室でも活用できる環境を整備していきます。

また、クラウドにある情報を活用した学習を進めていくために、学校ごとのニーズや規模に応じた柔軟な対応を進め、ネットワーク環境の最適化を図ります。

ICT環境の持続的な維持と発展を目指し、計画的かつ効率的な更新を実施するにあたり、補助金等を活用し、コスト負担を軽減するように努めます。

主な取組み

- ・国の動向等を見据えながら、GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末の計画的な更新を具体化し、耐用年数を踏まえたスケジュールを設定します。
- ・普通教室に整備した電子黒板を計画的に更新するとともに、特別教室への整備も進めていきます。
- ・学校での 1 人 1 台端末のネットワーク接続に支障がないよう、高速大容量の通信ネットワーク環境を整備するとともに、通信速度と回線容量を改善するため、随時最新技術に基づいた整備を行っていきます。
- ・教師用デジタル教科書や学習支援ソフト等の導入を進め、ICT を活用した学びの場を拡充します。

具体的施策② 教職員の ICT 活用指導力の向上

○ 現状と課題

学校現場においても、新たなテクノロジーに対応して ICT を積極的に活用して指導する能力が教員に求められています。

児童生徒 1 人 1 台端末の環境を生かすためには教員の授業デザインが大きく関わってきます。教員の ICT スキル向上だけではなく、児童生徒の活用をコーディネートできる指導力の育成も求められています。

○ 施策展開の方針

児童生徒の活用をコーディネートできる指導力も含め、必要な ICT 活用指導力を教員が身に付けることができるよう、研修の場を充実させていきます。

また、1 人 1 台端末を授業等で効果的に活用することができるよう、授業や環境整備、研修等における支援を行う支援員を学校に配置します。

主な取組み

- ・新しく導入した 1 人 1 台端末 (Chromebook) の操作や活用に係る研修を実施し、教員の ICT 活用指導力のチェックリストも活用しながら、必要な活用指導力を身に付けていきます。
- ・研修を実施し、教職員の ICT スキルと、児童生徒の活用をコーディネートできる指導力の育成を進めていきます。
- ・管理職がリーダーシップを発揮して学校全体の ICT 活用を推進していくよう、管理職に対しても研修も行っていきます。
- ・児童生徒や教員が 1 人 1 台端末を円滑に使用することができるよう、技術的な支援や活用方法のアドバイスを行う GIGA タブレット支援員を配置します。

指 標		現状値 (R7)	目標値 (R17)
授業において、PC・タブレット等の ICT 機器をほぼ毎日使用している小中学校の割合 ※再掲	小学校	66.6%	100%
	中学校	33.3%	100%

主要施策2 校務でのICT活用の推進

各学校においては、校務支援システムを活用して出席簿や通知表、指導要録を作成しています。また、児童生徒の欠席連絡や保護者向けの連絡を専用アプリで管理したり、おたよりや会議資料等のペーパーレス化や児童生徒・保護者へのアンケートのデジタル化を推進したりしています。

ICTを活用して校務のDXを推進することにより、教職員の業務負担の軽減が図られるとともに、子ども一人ひとりに向き合う時間が生まれ、きめ細かで質の高い教育の実現につなげていくことが大切です。

さらに、これから先を見据えて、GIGAスクール構想の下、次世代の校務DXを推進していくことが求められています。

具体的施策1 校務DXによる働き方改革の推進

○ 現状と課題

教育現場では教職員の長時間労働が大きな問題となっており、各学校では働き方改革を推進しています。働き方改革の目的は、教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることです。校務DXはその手段であり、教職員の業務負担を軽減し、教育の質を向上させることにつながるものです。

各学校では、GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末やクラウドサービス、専用アプリなどを活用した校務DXに取り組んでおり、その活用の幅を広げることで、さらに働き方改革を推進していくことが見込まれます。

○ 施策展開の方針

GIGAスクール構想の下で整備された端末やクラウドサービス、専用アプリなどを活用した校務DXを継続して進めていきます。

また、各学校や教育委員会においては、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」を活用して取組み内容を評価・改善し、校務DXをさらに推進していきます。

主な取組み

- ・専用の連絡アプリを活用して、児童生徒の欠席・遅刻・早退の連絡を受け付けたり、家庭へのおたよりや連絡等を配信したりしていきます。
- ・児童生徒や保護者からの提出物や各種調査・アンケートなどにクラウドサービスを活用していきます。
- ・校内における会議資料のペーパーレス化、教職員間の情報共有や連絡、事務手続きなどにクラウドサービスを活用していきます。
- ・校務DXを推進するうえで障壁となるFAXや押印については、原則として廃止とし、校務DXを推進していきます。
- ・「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」に基づき、生成AIの校務での活用を進めていきます。

具体的施策2 次世代の校務 DX 実現に向けた取組みの推進

○ 現状と課題

校務における ICT 活用を推進していくことで、校務の効率化が進み、教職員の長時間勤務が削減されるなど、学校の働き方改革にもつながっています。

現在、校務系ネットワークと学習系ネットワークが分離されており、教職員は複数の端末を使い分けている状態で仕事をしています。統合型校務支援システムも校務の効率化に大きく寄与していますが、クラウド化が進んでおらず、閉ざされたネットワーク上で稼働させていることや、校務用端末も職員室に固定されていることなど、教職員が柔軟に業務を行う環境が整備されていないため、校務の効率化や教職員の働き方改革が進まない状況が顕在化しています。

次世代の校務 DX を実現し、働き方改革を一層推進していくためには、「今の環境でできる校務 DX」と「環境整備を伴う校務 DX」を並行して進めていく必要があります。

○ 施策展開の方針

次世代の校務 DX を見据え、紙ベースの校務をデジタルに置き換える段階から、クラウド環境を活用した業務フロー自体の見直しや外部連携の促進、データ連携による新たな学習指導・学校経営の高度化を目指します。

そのための環境として、従来のネットワーク分離による対策を講じたネットワークと同等以上のセキュリティを確保しつつ、学習系ネットワークと校務系のネットワークを統合し、校務支援システムのクラウド化を推進していきます。校内外から安全にアクセスできる環境を整備し、さらにゼロトラストセキュリティを導入することで、データ保護を徹底しながら働き方改革を支援します。

※**ゼロトラストセキュリティ**:組織内のネットワークからのアクセスだから安全と信頼するのではなく、全てのアクセスに対して適切に安全性の検証を行うことにより脅威を防ぐ考え方。

主な取組み

- ・学習系と校務系とを統合したネットワークを構築することで、教員が1台の端末で校務と学習の両方の業務を効率的に行うことができるようにします。
- ・学習系ネットワークと校務系のネットワークそれぞれに蓄積されたデータを、相互に連携し、可視化したり、様々な視点から分析・活用したりすることで、学校経営の改善につなげていきます。
- ・校務支援システムをクラウド化し、ゼロトラストセキュリティの導入により安全性を向上させることで、教職員一人ひとりの事情に合わせた柔軟な働き方を可能にするとともに、大規模な災害時にも対応できるようにします。

主要施策3 社会教育・スポーツ分野における DX の推進

社会教育・スポーツ分野においても DX を推進していくことにより、施設利用者の利便性の向上につながります。

現在、公衆無線 LAN を整備し、利用者が誰でもインターネットに接続できる環境を整備している施設が増えています。施設の利用申請についても、一部の施設では、窓口に出向いて書類を記入する形から、少しずつインターネットやメールによる手続きを取り入れ始めています。

また、県内でもいくつかの自治体が、デジタル端末からいつでも電子図書を借りることができる電子図書館サービスを導入している状況です。

具体的施策 1 各種施設の申請の電子化・電子図書の活用

○ 現状と課題

社会教育・スポーツ分野においても DX の波は押し寄せています。社会教育施設では、県の予約システムで予約状況を公開しています。また、文化センターの施設の申込み等は、窓口において手書きするのが主であったものから、窓口設置のパソコンでの申込み・メール等での申請の受け入れを行っています。

しかし、地区公民館においては、遠方からの申請等がほぼ無く、メール等での申請の需要がほとんどありません。利用者が高齢者の場合などは、そもそもパソコンの操作に抵抗がある場合もあります。

体育施設においては、県の施設予約システムを利用している施設もありますが、現在は予約状況の公開だけで予約はできない状況です。また、利用者がホームページで施設の予約状況を確認できるようにしている施設もありますが、受付は窓口や電話で行っています。

市立図書館においては、電子図書館の導入を検討したものの、導入には至っておりません。

○ 施策展開の方針

文化センターの施設の申込み等については、継続して窓口設置のパソコンからの申込みやメールでの申込みを行うとともに、県の施設予約システムからの予約を検討します。地区公民館の申請の電子化は、今後ニーズが出てきた場合に活用できるようにします。一方で、窓口での手書きの申請に関しては、根強いニーズがあることから、並行して取り扱い、パソコン操作が不慣れな方々も施設を安心して予約できるようにします。

体育施設においては、管理している指定管理者とも相談しながら、県の施設予約システムからの予約を検討していきます。また、パソコン等での申請が苦手な方もいるため、窓口での手続きも引き続き行っていきます。

市立図書館の電子図書館の導入については、早期の導入を行い、市民への利便性を図るとともに、1人1台端末を活用し、朝読書等で電子図書館を活用することによって、子どもの読書を推進します。

主な取組み

- ・施設利用者の利便性を図るため、文化センターの施設についてはメールでの申請を継続して行います。また、県の施設予約システムによる電子申請の活用を検討します。
- ・体育施設については、施設の予約状況を利用者がホームページで確認できるようにします。また、県の施設予約システムによる電子申請の活用を検討します。
- ・市立図書館への電子図書館（電子書籍サービス）を導入します。

主要施策 1 信頼される教育の推進

幼稚園・保育所・こども園、小学校、中学校、高等学校といった教育機関だけでなく、学童保育やスポーツ少年団、子ども会など、子どもたちは様々な教育環境の中で育まれています。また、生涯学習の視点に立てば、大人たちもまた、公民館活動や様々な講座やサークル活動などの生涯学習としての教育環境を有しています。

これらの教育環境が、子どもたちにとっても大人たちにとっても信頼される教育環境であるためには、学ぶ側のニーズを満たし、これからの時代を生き抜くのに必要な資質・能力を育む特色ある教育活動が展開されていることや、指導者一人ひとりが指導力の向上を図り、学ぶ側の能力を最大限に伸ばす教育活動が展開されることが大切です。

具体的施策 1 特色ある教育の創造**○ 現状と課題**

本市では、平成 26 年 6 月に都市宣言として「さがえっこ すくすく宣言」を制定し、市民みんな子どもたちを育むまちづくりを推進しています。幼稚園・保育所等や学校などの教育活動に保護者や地域の方が参画したり、保護者どうしが研修し合ったり、地域の活動に子どもたちも大人たちも参加したりするなどして、特色ある教育活動がそれぞれの工夫と努力の中で育まれています。しかし、少子化により子どもが参画する地区行事や、子ども会やスポーツ少年団等の運営などにも影響が出始めているという状況も見受けられます。

また、生涯学習としては、公民館活動やサークル活動、各種のレクリエーション活動、地域行事や地区の伝統芸能などが創意工夫されながら行われていますが、子どもたちだけでなく大人たちの参加や参画が思うように進まないなど、折角の特色ある教育活動が思うように継承できないといった声も聞かれます。

※ここでいう「特色ある教育活動」とは、単に他と違うことだけを指すのではなく、それぞれの教育機関や団体等がもつ特色やよさを生かした主体的な教育活動も含めています。

○ 施策展開の方針

これからの時代を生き抜く子どもたちに必要な資質・能力を育むために、特色ある教育活動を教育委員会を中心に展開していきます。

また、それぞれの幼稚園・保育所等や学校、子ども会やスポーツ団体等、さらには公民館や各種サークル等で育まれている特色ある教育活動を積極的に支援するとともに、少子化等の課題に対しても逆にこれを生かすことで特色を生み出す教育活動が創造できるよう支援していきます。

さらに、人と人とが支え合い、市民みんなで寒河江の子どもたちを育てていくという意識を高め、特色ある教育活動が継続・発展していけるよう、啓発を図っていきます。

主な取り組み

- ・以下のような寒河江市らしい特色ある教育を推進していきます。

◇ 外国語・英語教育

ALT が中学校に常駐し、日常的に英語にふれる学習環境づくり

1 日英語だけで過ごし、興味・関心を高める「English Day」の取り組み

◇ 「コミュニティ・スクール」を生かしたふるさと教育

地域の先生による、地域の史跡等についての学習

◇ 「さがえ未来コンソーシアム」を生かしたキャリア教育

職業体験・講話、経営者による起業に関わる講話

企業等から提案された課題を解決する学習

◇ 工業団地の企業や工業高校と連携したキャリア教育・ものづくり教育

企業見学・講話、工業高校生徒によるものづくり教室

◇ 創造性や思考力、問題解決能力、チャレンジ精神等を育む教育

「さがえ少年少女発明クラブ」の運営・地域の企業等と連携した活動

- ・幼稚園・保育所等や学校における特色ある主体的な教育活動を、保護者や地域の方々との連携を図りながら支援し推進していきます。
- ・子ども会やスポーツ少年団、地域の活動や公民館活動などについても、それぞれの特色を生かした教育活動となるよう支援していきます。
- ・市民みんなで子どもたちを育み、特色ある教育活動が継続・発展していけるように支援します。

具体的施策2 信頼される教育環境づくり

○ 現状と課題

学ぶ側に確かな能力を育むためには、指導力の向上を図ることが必要です。本市では、幼稚園・保育所等や学校のみならず、学童保育やスポーツ少年団、子ども会等の指導者も含めて、互いに学び合ったり、外部の研修会などに積極的に参加したりして、指導力の向上が図られています。しかし、そのような努力があってもなお、学ぶ側の能力を最大限に伸ばす研修は常に必要であることに変わりありません。

また、本市では、公民館活動やサークル活動、各種のレクリエーション活動、地域行事や地区の伝統芸能なども創意工夫されながら行われていますが、子どもたちだけでなく大人たちの参加や参画が思うように進まないといった問題も生じています。市民みんなで子どもたちを育てていくことで自分も成長し、幸せや生きがいを実感することにつながるという意識をいかに育むかが、信頼される教育環境づくりの観点からも課題となっています。

○ 施策展開の方針

信頼される教育環境となるための指導者の資質向上は、一朝一夕で実現するものではありません。幼稚園・保育所等や学校、子ども会やスポーツ団体等、さらには公民館や各種サークル等においても実践されている指導者の研修が充実するよう、行政の側からもより一層支援していきま

す。また、子ども会やスポーツ少年団、公民館や各種サークル等においては、指導者そのものの確保が難しくなっているという声も聞かれますので、新たな指導者の養成についても支援していきます。

そして、信頼される教育環境となるためには、こういった指導者の要因だけでなく教育活動そのものの充実が大切になります。そのためにも、市民みんなで子どもたちを育て、それによって自らも育つという意識の高揚が図られるよう、その啓発に努めていきます。

主な取り組み

- ・ 幼児教育連絡協議会やそで行われている研修会など、幼稚園・保育所等と学校の職員同士による研修を充実させるため、教育行政としても支援していきます。
- ・ 各学校の校内研究会に指導主事を派遣して指導・助言を行ったり、様々な教育情報を提供したりするなどして、信頼される教育活動が展開されるよう支援していきます。
- ・ 市民みんなで子どもたちを育てることで自らも育ち、一人ひとりが幸せや生きがいを実感できるよう、信頼される教育環境づくりに向けて主体的に努力している様々な取り組みを支援していきます。

主要施策2 これからの時代に対応した教育環境の整備

学校施設は子どもたちの学習・生活の場であり、充実した教育活動を安心して展開できるよう、機能的な施設環境を整えていくことが大切です。

子どもたちが安全で安心な学校生活を送ることができるよう、老朽化した施設の改築や長寿命化などの施設整備、不審者の侵入事案を未然に防ぐための対策、通学路の危険箇所の点検、家庭や地域と連携した見守り活動等の取り組みを継続して行っていく必要があります。

また、子どもたちの数は今後も減少傾向が続く見込みであり、計画に基づき、学校の役割や適正規模・適正配置等を踏まえた学校施設の再編整備を進めていく必要があります。

少子化によりこれまでと同様の体制で学校の部活動を運営していくことが難しいことや、教職員の働き方改革などもあり、部活動改革が進んでいます。子どもたちが生涯にわたりスポーツや芸術文化活動が続けられるよう、また、市民の方々も一緒になって活動することができるよう、環境を整備していくことが求められています。

具体的施策1 安全管理の徹底

○ 現状と課題

本市の学校施設は、校舎・体育館の構造体の耐震化がされておりますが、建築後40年を経過している学校施設が12校中9校となっており、施設の付帯設備や機器類についても改修や更新などを行っているものの、耐用年数を経過したものも多く、老朽化が進んでおり、維持管理の面でも施設の修繕等に多額の費用を要しています。

少子化の進展に伴い、児童生徒数の長期的な減少傾向が続く中で、学びを支える学校施設等の教育環境の持続可能な整備が必要となっています。

全国的には学校施設への不審者侵入等の事案も多くなっており、児童生徒や教職員の安全・安心を脅かすような重大事態が起こることも視野に入れた安全管理が必要となっています。

また、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、本市でも通学路安全点検プログラムを策定し、通学路の危険箇所については、関係機関と連携しながら合同で点検を実施し、必要な対策を検討・実施しています。

○ 施策展開の方針

学校施設の劣化状況や教育内容への適応状況などを適切に把握し、適時・適切な整備ができるよう改修の実施時期や規模などについて計画するとともに、老朽化した施設の改築や長寿命化など施設整備に取り組みます。

また、学校への不審者対応や熱中症事故防止等の安全管理を強化し、児童生徒と教職員が安全に学校生活や教育活動が行えるようにしていきます。

さらに、登下校中の子どもたちの安全を守るために、通学路の定期的な安全点検を行います。危険箇所については関係機関と合同で点検を行い、必要な対策を検討・実施していきます。

主な取り組み

- ・安全安心を確保するため、施設に付帯する設備や機器類について、適時・適切な整備に努め、機能面の向上を図ります。
- ・文部科学省が推進する長寿命化計画を踏まえた学校施設の老朽化対策を推進します。
- ・各学校では、作成している「不審者対応マニュアル」の周知徹底と見直し、不審者の侵入を想定した訓練等を行います。
- ・全校の職員玄関のオートロック化を進めるとともに、校舎の裏側など目の届きにくい箇所についても職員室からモニターできるよう、防犯カメラの複数台の設置を検討していきます。
- ・熱中症の危険度が増す時期には、児童生徒の活動にあわせて暑さ指数を測定し、「寒河江市立学校における熱中症ガイドライン」に基づき、暑さ指数に応じた措置を講じて、熱中症事故防止に努めます。
- ・「寒河江市通学路交通安全プログラム」に基づいて通学路における危険箇所の把握に努めるとともに、必要な箇所について関係機関と連携しながら合同点検を行い、対策を検討・実施します。

具体的施策2 学校の計画的な再編整備

○ 現状と課題

公立の小中学校は、児童生徒の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっています。また、地域のコミュニティの拠点として身近な公共施設であるとともに、災害発生時には避難所としての役割も果たす多機能かつ重要な施設です。

一方で、学校施設は築40年以上の施設も多く、一斉に更新時期を迎えようとしており、学校施設を効率的かつ効果的に整備していくことが必要です。また、少子化の進展に伴い、児童生徒数の長期的な推移については、今後も減少傾向が続くものと見込まれ、教育活動を行ううえで課題となっています。

「寒河江市学校施設整備計画」に基づき、速やかに小中学校の再編整備を図っていきます。

○ 施策展開の方針

現状と課題を受け、令和7年3月に改定した寒河江市学校施設整備計画に基づき、速やかに小中学校の再編整備を図ります。

学校再編整備の進捗状況については、情報を整理し、市報やホームページ等で速やかに公開します。

「寒河江市学校施設整備計画」は、児童生徒数の推移や社会情勢等の状況に応じて内容を再検討するとともに、5年ごとに見直します。

主な取り組み

- ・ 寒河江市学校施設整備計画に基づく小中学校の再編整備を実施し、より快適な学習環境の確保を推進していきます。
- ・ 市内3つの中学校を統合し、令和11年度の開校を目指します。校名、校章、校歌、制服等について「新しい中学校づくり準備委員会」において検討を進めていきます。
- ・ 小学校の再編統合時も同様に準備委員会を立ち上げ、諸事項について検討を進めていきます。
- ・ 小学校の再編整備については、「寒河江市学校施設整備計画」を5年ごとに見直す中で、検討をしていきます。

具体的施策3 学校部活動の地域展開

○ 現状と課題

学校における部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、教科学習とは異なる集団または、異学年生徒との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が加速する中、学校の部活動をこれまで同様の体制で運営・維持することは難しく、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、学校では、部活動が教職員の長時間勤務の要因の一つとなっていることや、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を維持することは、より厳しくなっています。

生徒の豊かなスポーツ・芸術文化活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動に関し、速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

○ 施策展開の方針

現状と課題を踏まえ、さらに学校の働き方改革を円滑に進めるため、土日及び休日には学校の部活動を行わず、教師の時間外勤務時間の削減に努めます。

土日及び休日の生徒の活動は、各家庭で判断し対応することになりますが、さらなる活動や新しい活動を希望する生徒を想定し、地域クラブの立ち上げや活動環境の整備に取り組めます。

学校部活動の地域展開を速やかに進めるために、学校部活動と地域クラブの連携を強化してい

きます。

地域クラブは、部活動改革ガイドラインを遵守しつつ、生徒の技術力向上はもとより、人間性や自己肯定感の向上等も考慮した活動を進めていくことができるよう支援していきます。

主な取組み

- ・部活動改革検討委員会を開催し、寒河江市の部活動改革を進めるにあたり方針や活動について協議を進めます。
- ・中学校長を中心とした会議、部活動改革に関する検討会議を開催し、部活動改革を具体的に進め、速やかに中学校で実践できる提案を検討していきます。
- ・地域クラブ指導者等研修会を開催し、指導者の資質向上や地域クラブどうしの連携を図り、地域クラブのスムーズな運営をサポートします。
- ・近隣自治体との連携を図り、市町をまたいだ広域的な地域クラブの展開、各市町における施設使用料の検討、指導者の資質向上をねらった指導者研修会の開催等について、話し合いを進めていきます。

主要施策3 地域の教育力の向上と地域コミュニティの活性化

地域にはそれぞれ長い間受け継がれてきた伝統と歴史があります。地域の中で人々はお互いに関わり合い、支え合い、交流しながら生活し、伝統行事の継承や様々な学習会、ボランティア活動などを通して次の世代に伝統を引き継ぐ様々な教育活動が行われてきました。地域住民の主体的な意識のもとに知恵を出し合い、力を合わせ、これらを守り続けていくことが、地域の大きな活力になってきました。

一方、社会情勢の変化の中で住民と地域社会との関わり合いが薄れてきました。このことは、コロナ禍を経てますます顕著になっており、地域の教育力の低下が課題となっています。一人ひとりが積極的に地域に関わり・地域を知り・地域に愛着をもつことが大切で、小さな取組みから始め、それが重なりつながれば地域の大きな教育力になります。

このような地域の教育力を維持するとともに、自分たちの地域は自分たちでつくるという機運を盛り上げ、地域コミュニティを維持していく活動を支援していきます。

具体的施策1 活力ある地域をつくる地区公民館運営

○ 現状と課題

本市には4つの地区公民館があり、これまで住民に学習機会や場の提供を通して地域づくりの拠点としての大きな役割を果たしてきました。

地区公民館は地域に密着した活動が求められ、また、地区公民館を核とした各種団体、グループ活動や地域活動に対する積極的な支援が求められています。

柴橋地区にはコミュニティセンターが設置され、令和8年度からは指定管理による運営がスタートする予定となっており、地区公民館の枠組みから離れることとなります。今後はコミュニティセンターでの社会教育活動について、指定管理者と連携して実施していく必要があります。

また、地区の特性を生かした地区公民館の新たな役割の検討や、地区住民の要請に沿った、より一層魅力ある各種事業の展開が必要となっています

人口減少は地域にとって切実な問題であり、地域活動の担い手の固定化が問題となっています。これからの地域づくりのため、地域の担い手となるリーダーの育成を図っていく必要もあります。

○ 施策展開の方針

地域活動の多くは、地域にもっとも身近な分館を中心に行われていますが、活力ある地域をつくるためには、地区公民館分館をまとめる地区公民館の役割が大切です。

少子高齢化や地域力の低下が進む現状の中で、将来に向けて持続可能な取組みの模索を含めて、地域の課題をくみ取りながら事業を推進する必要があります。

地域の人が気軽に足を運び、話し合い、知恵を出し合い、地域のいこいの場となる地区公民館づくりを推進するとともに、柴橋地区においてはコミュニティセンターと連携して事業を行っていきます。また、他にコミュニティセンター化を望む地域があれば、それを関係課と連携して支援していきます。

地域住民や団体などに様々な情報を提供しながら、地域の特性と時代に合った魅力ある各種事業を展開していく地区公民館づくりを推進します。

主な取組み

- ・住民ニーズを把握し、地域のコミュニティが維持できるような事業を企画します。
- ・幅広い年齢層を対象にした各種講座等の開催を通じ、地区民の融和を図ります。
- ・各種事業を通じ、意欲ある地域の人材の掘り起こしを図り、地域の担い手となるリーダーを育成します。
- ・地域の子どもの地域で育てる子ども会活動を支援します。
- ・環境を整え、地域の人たちが気軽に訪れ、利用しやすい地区公民館づくりを推進します。
- ・地域運営組織やまちづくり団体・組織など、既存の組織に足りない部分を互いに補い合い支え合う、新しい地域コミュニティづくりに向けた取組みを支援していきます。

具体的施策２ 地域の特色を生かした分館活動の支援

○ 現状と課題

地域行事の継承やレクリエーション、文化、ボランティア活動など、地域では様々な人や団体が他に誇れる活動が続けており、これらの多くは身近な地区公民館分館を中心に行われています。

しかし、近年、人々の価値観が変化し、ライフスタイルも多様化する中で、地域や分館の活動になかなか参加してもらえないなど、地域の連帯感が薄れ、人間関係も希薄化し、いわゆる地域の教育力の低下が課題となっています。

○ 施策展開の方針

多くの人が地域への誇りと愛着を育み、また、意欲をもって参加できる、地域の特色を生かした分館活動を推進するため、地区公民館が各分館と連携し、研修会や交流会などを通して情報を

共有しながら活動を支援していきます。

また、人口減少の中、老朽化した分館の施設整備等に対する支援により、地元負担の軽減を図ります。

主な取組み

- ・地域住民が自主的に学ぶ活動や地域の課題解決に向けた学習活動を支援します。
- ・安全で利用しやすい分館整備に対する支援を行います。
- ・研修会や交流会などを通して、地区公民館と分館の連携を強化します。

指 標	現状値（R6）	目標値（R17）
地区公民館と分館が連携して実施している研修の数	6 回	現状維持
公民館整備事業による耐震基準を満たしていない分館の解消	5分館	0分館

主要施策4 市民に関かれた教育行政の推進

教育を取り巻く環境は少子高齢化、グローバル化、情報化など、社会の変化に伴い大きく変化しています。そのような中で、教育に寄せる市民の思いや願いに応える開かれた教育行政を一層推進していきます。

具体的施策1 信頼に応える教育行政の推進

○ 現状と課題

本市の特色を生かした豊かで多様な教育活動を推進するとともに、社会の変化・進展への迅速かつ積極的な対応を図っていくことが、今、教育行政に期待されています。

そのような中、本市においては、学校・家庭・地域が連携した教育活動を展開したり、生涯にわたって学び続ける生涯学習の充実を図ったりするなど、市民全体で学び続ける教育活動が様々な展開されてきています。

しかし、変化・進展し続ける社会の中では、新たな社会的な課題や要請が生じるため、これからも教育への市民の様々な期待や要請等に適切に応え、信頼される教育行政の一層の推進を図っていくことが、常に求められています。

○ 施策展開の方針

平成 27 年度から施行された新たな教育委員会制度なども踏まえ、市政の中での教育行政のあり方を、より一層充実発展させていきます。また、教育行政の事業については、的確に点検評価し、それらを新たな施策に結び付けていきます。

このような施策を大切にすることで、市民の信頼に応える教育行政の一層の推進を図っていきます。

主な取り組み

- ・総合教育会議では、市長と教育委員会が教育政策について協議・調整し、方向性を共有しながらその推進を図ります。
- ・教育委員会が所管する事務事業について、外部評価委員による点検・評価を実施し、施策の工夫改善につなげます。
- ・保護者や地域の方々の教育に寄せる思いや願いに応えるため、幼稚園・保育所等や学校が行っているアンケート調査なども、積極的に教育行政に反映させるように努めます。
- ・教育に関する市民からの声を大切にして、教育行政に反映できるよう努めます。

具体的施策2 教育情報の公開と共有化の推進

○ 現状と課題

公共性や社会的責任を明確するため、必要な情報を公開して共有化を図ることが求められています。様々な分野で情報公開の大切さが認識され、説明責任が果たされていますが、教育行政においてもその重要性は同様です。

本市においては、様々な機会において教育情報を発信し共有する努力を積み重ねていますが、ホームページ等での情報提供も含め、一層の情報の公開とその工夫改善を図っていく必要があります。

○ 施策展開の方針

教育行政が社会に対する説明責任を果たすとともに、それによって教育の質を向上させるためには、教育に関わる情報の一層の公開を促進することが大切です。そのためには、教育活動を実際に行っている幼稚園・保育所等や学校はもちろん、学童保育やスポーツ少年団、公民館活動などの生涯教育においても積極的に情報を発信していくとともに、教育行政においても、必要に応じて広報誌やホームページ等を活用して情報提供していきます。

また、これらの情報は、発信する側からの一方通行なものではなく、受け取る側である市民等との双方向性のある情報としていくことも大切です。そのためには、教育に関する研修会や講演会、座談会などにも取り組んでいきます。

主な取り組み

- ・教育委員会や総合教育会議の議事録をホームページに掲載したり、教育委員会事務事業点検・評価報告書を議会に報告するとともにホームページでも公表したりするなどして、公開できる教育情報については公表していきます。
- ・教育委員会が主催する各種事業等の情報を広報したり必要な教育情報等を迅速に発信したりして、共有できるようにしていきます。
- ・教育に関する研修会や講演会、教育座談会なども必要に応じて開催し、教育情報の共有化と共通理解の促進を図れる場としていきます。
- ・幼稚園・保育所等や学校から、教育に関わる情報をおたよりや新聞等を出したり、連絡用アプリやホームページ等でも積極的に発信したりして、情報の共有化と共通理解の促進に努めます。